第６回相良村議会９月定例会会議録

令和６年９月１７日（火）開会

（第２号）

相　良　村　議　会

令和６年第６回相良村議会定例会（第２号）

令和 6 年 9 月 17 日
午前 10 時 00 分開会
於　会議議場
開議

１．議事日程
日程第１　一般質問

散　会

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番	川邊一徳　君	６番	西本巳喜男　君
２番	坂田朋美　君	７番	髙岡重盛　君
３番	永田博人　君	８番	小善満子　君
４番	德田正臣　君	９番	市岡智惠　君
５番	中村重道　君	１０番	黒木正照　君

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名。（１０名）

村長	吉松啓一　君	保健福祉課長	平川千春　君
教育長	中村和弘　君	建設課長	大土手寛　君
総務課長	川邊俊二　君	教育課長	出合宏光　君
会計管理者	渋谷美佐江　君	農林振興課長兼農業委員会事務局長	倉田雅弘　君
税務課長	平田智博　君	企画商工課長	佐竹淑子　君

５．本会議の書記
議会事務局長　和田耕　君

開会　午前 10 時 00 分

―――――――――○―――――――――

日程第１　一般質問

○議長（黒木正照君）　おはようございます。全員出席でございます。これから本日の会議を開きます。それでは日程に従いまして、日程第 1、一般質問を行います。発言の通告がなされていますので順番に発言を許します。3 番、永田博人議員。

{「はい、議長。」と、3 番議員。}

○３番（永田博人君）　おはようございます。3 番、永田です。通告に従いまして質問させていただきます。私は、また農業問題を取り上げておりますが、高齢化するこの社会において、相良村が将来、限界村ということで取り沙汰されております。新聞報道でもご存じのとおりだと思いますけども。高齢化した農家の方々が、今、何十パーセントおられますかね。70 パーセント、60 パーセントぐらいの方が農業を一生懸命されております。その方々が一番役に立つと思うんですけど、その方々に予算を組み込んで、ある程度、村が投資するというのは、一番お金の使い方としては適当なことかなと思いますし、また、村が活性化するにも、ただグランドゴルフとか、そういう楽しみだけじゃなくて、収益が上がるようなそういったことも楽しみの一つとしてやっていければいいなと思いまして、今日、質問したわけでございます。今後、相良村として農業の振興策、地域の振興策として 190 項目を挙げておられますが、特に基本となるのが農地の基盤整備。高原地区、井沢地区、柳瀬並木野地区ですね。あるいは農業用施設ですね。農業用水路、飛行場用水路等の改修及び農家の負担の軽減、また、棚葉瀬地区の石綿管の改修などを積極的に、おかげで取り組んでいただいておりますが、あと法人化の促進、集落営農組織等を促進、支援していただきたい。あるいはスマート農業や先端技術を活用したものの促進、あるいは農業用ドローン等の普及ですね。これらも是非促進していただきたいなと思っております。それで、今、言いましたこと以外にもたくさんあると思いますが、農林振興課長にお伺いします。今後どのように、私が今、言いましたような、お年寄りに向けて、農業ができるような基盤を作っていただけるのか。どういうものがあるかをお願いしたいと思います。

○議長（黒木正照君）　はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長（倉田雅弘君）　議員の皆様、おはようございます。農林振興課長、お答えいたします。現在、村内の優良農地においても耕作放棄地や遊休農地が増えている現状にあります。全国的に見ても農業の高齢化問題では、農業従事者の年齢層が高くなり、若い世代の後継者が不足して深刻化しているところでございます。この高齢化問題では、労働力の減少や経営困難といった経済的な悪影響だけでなく、地域の農業文化存続の危機、ひいては食料自給率の低下にもつながる重大な課題であると認識しているところでございます。そのような中で、今後の農地の有効利用を考えるとき

に、本村が現在、取り組んでおります農地の基盤整備を進めて、農業経営が効率的かつ生産性の高い農業に取り組めるように、そして、若い人にも農業に参入していただけるような魅力的な農業の在り方を現在のところ考えているところでございます。以上、お答えいたします。

{3番議員、挙手}

○議長(黒木正照君)　はい、3番議員。

○３番(永田博人君)　はい、ありがとうございます。いろいろと考えておられることだろうと思いますが、特に畑においては、お茶とか、あるいはハウス農業とかもいろいろありますが、栗とか定着したところについては、もう大体、専業農家のバリバリのところがやっていると思いますが、栗拾いとかなんかは年寄りの方でもできるというふうに考えております。あと機械を使った農業、あるいは集落営農の推進、集落が一つになって営農を推進する。この辺の法人化に対する支援はどのように考えておられますか。

○議長(黒木正照君)　永田議員、2番に入っているんですか。

○３番(永田博人君)　はい、2番に入りました。

○議長(黒木正照君)　はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

農林振興課長(倉田雅弘君)　農林振興課長、お答えいたします。本村の集落営農組織は平成18年から20年度にかけて、上川上、棚葉瀬、新並木、十島、新村、井沢の6組織設立されております。会員の方が高齢化又は働き改革などがございまして、ＪＡの支援が途絶えたことも重なり、令和5年度末には上川上、棚葉瀬、井沢が解散しまして、現在では新並木、新村、十島の3組織となっております。当然のことながら農林振興課では、解散した後も個々の農家への支援は引き続き行っていく予定でございますが、今後の集落営農の在り方としましては、現存している村の担い手の組合組織を中心に、法人化に向けた支援にも力を入れて取り組んでいきたいと考えているところです。以上、お答えいたします。

{3番議員、挙手}

○議長(黒木正照君)　はい、3番議員。

○３番(永田博人君)　はい、ありがとうございました。集落営農組織、あるいは専業農家の支援も大変大事なことだろうと思います。また、耕作放棄地とか、就農の支援とか、農産物の付加価値などの販路の確保とか、行政で指導をしても、なかなか進まないことがありますが、ほかの集落、ほかの地域をどんどん研修をされて、もっと、いかに安く農産物ができるかということが一番課題だろうと私は思っているわけです。ですからその辺のことも研究されて頑張っていただきたいなと思います。あと農業用ドローンとか機械利用ですね。機械利用組合も農家が、今、何百万円のトラクターを

買ってやりなさいよと言っても、なかなかそれを買って今からやるというのは大変なことだろうと思います。これはもう組織立って、若手の後継者とか、あるいはドローンなんかでも、消毒なんかもまとめて相良村全体で一遍にすると。今、何か村に免許持ってる方もおられて、その組織でやられる方もおられますが、農協もやっていると。そこがバラバラにならないように、一つになってやるように指導していただきたいなと思いますけど。課長、いかがですか。

○議長（黒木正照君）　これはもう３番目でいいんですね。

○３番（永田博人君）　はい。

○議長（黒木正照君）　はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長（倉田雅弘君）　農林振興課長、お答えいたします。基盤整備等で農地集積を図っていくことが想定されます。その場合、大型の農業用機械の導入とか必須になってくると思います。これまでＳＡＳ、相良農作業サービス組合の汎用コンバインの導入や村内の若手担い手を中心としました相良村スマート農業サービス組合の共同利用型のドローンを購入するなど、農業機械利用の推進は重要であると認識しているところでございます。農家の農業用機械の購入に当たっては、近年の物価高騰もあり、農業用機械も価格が高騰しておりますので、本村では認定農家であることなどを条件に付して、機械の購入に関して４割の補助金制度を実施しているところです。今後は効率化を図り、農地の集積を進める上でも規模拡大、生産性の向上を鑑み、共同利用型の補助金を充実させていく必要があると考えているところでございます。以上、お答えいたします。

○３番（永田博人君）　はい。

○議長（黒木正照君）　はい、３番議員。

○３番（永田博人君）　はい、ありがとうございました。なかなか、営農指導をして販路拡大とかいうのも、行政がなかなか主導でやっていっても、農協もやりますけど、農協は商売でございますから、ある程度マージン取らないとやっていけないところもあると思いますが。村長に伺います。最初、言いましたように、この大事な相良村の予算を使うに当たって、でもお年寄りばかりになって、だんだん農業も廃れていけば村全体が駄目になってしまうというふうに私も考えますので、是非、これらを考えて、今後の農業について、村長のお考えをお尋ねしたいと思いますが。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長（黒木正照君）　はい、村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　今、説明については課長が述べましたが、まず、高齢者の方が、基本とすれば高齢者の方がいつ辞められても、それを担う組織を作っておこうというのが基本でございます。よって、その組織については、やる気のある人が二、三人寄

って、それで農地の規模拡大をしていただくと。そうしますと、高齢者の方がいつお辞めになっても、すぐできる人がいるということで、そのためには、その担い手に対して、やはりそこを中心に大型機械の補助をしていくと。今、機械もイセキ農機が益城からもう撤退しますが、ああいうふうで、個人で持ってる農業機械が売れなくなるということで大型化になってきます。大型化になってきますと、それは高い農機具になりますので、やはり個人で買うのはなかなか大変だということで、組織化、法人化していただいて、そこに対して応分の補助をするという形をとっていきたいと思っております。それともう一つは、先ほどから基盤整備の話もありましたが、高原にかけて。一番ご存じと思いますが、3 番議員が。やはり国営から外れまして、これを県営に持ってくるのは大変難しい問題でございました。私が県庁に行って、どうか県営でお願いしますと頭を下げて、やっと県のほうがしていただいたという経緯もございます。それと飛行場用水路もしかりでございます。そういうことで、これはなぜ必要かと今は先ほど言いましたとおり、棚葉瀬の石綿管。井沢にもありますが、これは県で、石綿が入っておりますので、どうしてもこれは公害の関係で替えなければならないということでしたので、棚葉瀬は 2 年前倒しでやっていきますが、井沢については、それを含めて同時に基盤整備をしようということで県のほうにお願いしております。それと、その地域の新並木を含めて。これはどういうことかと言いますと、先ほどに戻りますが、高齢者の方が、兼業農家もおられますので、いつでも誰かがそこを買ったりして農業ができるという体制を作る。それと栗の話もございましたが、栗については高原、今、植えてありますが、城ノ平からいろいろですね。あれはご存じのとおり、川辺川利水の時には、栗は植えてはいけないという話で、村から栗の補助もしませんでした。しかしながら、近年は体制も変わって、川辺川利水が頓挫しましたので、現在、栗の苗の半額補助もしておりますので。相良村の場合、高原にしろ上原にしろ、平地ですので、栗を拾う機械もありますし、草刈り機も利用できるということで、ある程度、労働の効率化ができるんじゃなかろうかと思っておりますので、その分については普及していったほうがいいと思っております。それと、先ほどドローンの話をされましたが、あれは農協と競合してるんじゃないかという話でしたが、一番初めは、農協のヘリコプターで相良村もしておりました。農協、ＪＡから、どうも相良村まで手が回らない。相良村は相良村で別にヘリコプターを買って、別にしてもらえないだろうかという話がありました。そうした場合も、ヘリコプターが 1,500 万円ぐらいするもんですから、もうこの際、今、流行のドローンに替えたほうがいいということで、ドローンに替えて消毒すると。これはもう農協と話しておりますので、その分、ドローン組合のほうが面積を確保するということでしております。また、金額的にも、ヘリコプターと錦町でされるこっちのドローンも協議されて、こちらのドローンの消毒については、液から散布時期も全部、県の普及の専門と協議しながらやっておりますので、やみくもに消毒するということはありませんので、それはもう農協といろんな

分野で、農薬も農協から買っておりますので、それはもう競合といいますか、協力でやっております。そういうことで、いろんな分野で、高齢者に戻りますが、高齢者の方が自分で、もうすぐ来年でも辞めるとか、すぐ辞めるとか、病気して辞めるとか、一人一人違うわけですよ。でもその一人一人に対応していくためには、ある程度の組織と、それと基盤整備、水路とか、こういうのをしっかりしておけば、その高齢者の方も、兼業農家の方も安心して担い手に任していただくということで、そういう体制づくりを今やっているところでございます。以上でございます。

{3番議員、挙手}

○３番(永田博人君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、3番議員。

○３番(永田博人君) はい、ありがとうました。本当、よく考えてやっておられることだと思います。先ほどイセキ農機の話もありましたが、熊本から撤退するというのは、私も一瞬見た時、やはり、こら売れんとばい、もう使う者がおらんとばい。また、一農家が300万円、400万円のトラクター買っても、これを取り戻すには大事するばいなと。実際、私も四浦の中山間地域で基盤整備した時に、たった何反ぐらいしか持たないのに二、三百万円の、初神の人が買った機械を見て、これは気の毒だなというふうに、大体思ったこともありますが、そういうことで、時代の流れを農林振興課長あたりはよく読んでですね。こないだテレビを見ていたら米が250円以上、1キロ当たりかかると。250円以上かかれば、それこそ何千円・・・と10キロは、ちょっと計算すれば分かることですけども、それが100円でできますよと。それは苗代分けと苗作りと代掻きと収穫まですれば、それは250円以上掛かるはずです。そういうところも、100円でやっているところもあるんですね。それはもう水が要らない、水をあてなくてもいいというらしいですよ。それは、何回かしかあてなくてもいいというのが、島根県かどっかの実験でやっているそうです。だから、そういうのを、私もテレビを観るだけで調べなかったんですが、そういったところも、是非、担当者研修をされて、勉強に行かれて、農家に広める機会を作っていただきたい。あるいは多良木町の機械利用組合も、何だったですかね。のびるですかね。ああいうところも非常に有効的に機械を利用していると。町のほとんどの農家に耕しとか耕作とかしてるというところもありますので、そういったところも、やはり研修して、勉強されて、是非、相良村に反映していただきたいなと思っております。これで高齢化する農業問題は終わりますが、あと体育館についてです。もう一つ、2番目に質問しておりますが、エアコンの整備、前にも何か質問があったことだと思いますが、今年は特に猛暑日が60日以上続いた。体育館は使えるような状態でなかったというところで、総合体育館、小中学校の体育館ですね。これらに、今、近隣町村を見に行けば、ある程度付けておる所があるんですね。それで、それが幾らぐらいで付けたのか。今、新しく体育館を造ろうとすれば、それは何億と掛かりますから、それにはもう必ずエアコンの設備が付け

られるということでございますが、それも何かの本で読んだことありますが、持運び型のエアコンもありますし、また、山江の体育館にあるような、吹き出し口のあるような体育館もありますし、あれが何千万で出来たかはよく分かりませんが、調べられて、教育課長でも教育長でもよろしいですので、付けられたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

{「はい。」と、教育課長。}

○議長（黒木正照君）　はい、教育課長。

○教育課長（出合宏光君）　おはようございます。教育課長、お答えします。人吉球磨管内で市町村体育館にエアコンが整備されていますのは、人吉市と山江村の2市村でございます。山江村のほうに設置費についてお尋ねしておりますが、4,071万7,600円、コロナ交付金を活用して設置したということでございます。これは令和4年度に空調設備として、スポットバズーカ10台を設置されております。この時、この山江村の使用料は1時間1,500円、スポーツパレスのほうの使用料は1時間1万1,000円。また、相良村総合体育館の村体育協会で利用する行事としましては、5月の村民球技大会でミニバレーボール大会、9月の、今月の村民ビーチボールバレー大会の2回ほどがございます。エアコンの整備につきましては、利用状況、設置費、維持管理費、使用料などについての検討が必要だと考えております。以上でございます。

○３番（永田博人君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、3番議員。

○３番（永田博人君）　はい、ありがとうございました。山江村。球磨村も小学校の体育館に付けてあるんですよね。

{「はい。」と、教育課長。}

ご存じありますか。

{「はい。」と、教育課長。}

3,600万だったそうです。やはり同じ。

{「はい。」と、教育課長。}

多良木町もつけてあるような話もありましたが、多良木町は移動型の、こう移動して吹き出し口が三つか二つあるような、移動してやるんですけどね。そういうのを買ってあるそうですけども。この間、私もあんまり使うことはないんですけど、剣道の試合があって山江の体育館に行ったんですよ。それは涼しいですよ。それはもう今まで暑いところでしていた者ばっかりやもんですよ、あんなにしやすい所はないと思いますし、私は剣道の練習しかあまり行かないんですけど、バレーでも、あればそんな便利な所はないし、また、体育の授業で使った時に熱中症で倒れやしないかと思いますが、昼間ですから、夏休みは使わないと思いますけど、今頃は体育館を使う授業もあるだろうと思いますけど、私は夕方に行って、たまに見るんですが、暑いから窓開けろという話をしましたら、教頭先生が開けないでくださいと。なぜですかと言うと、

虫が入るからと。それも困ったもんですね。もう私も学校の先生がそう言われるなら、すみませんでしたと言うて謝ったんですけど。虫が入れば本当、大変だろうなと思います。その辺の体育館の利用について教育長、何かありませんか。

○議長（黒木正照君）　はい、教育長。

{「はい。」と、教育長。}

○教育長（中村和弘君）　おはようございます。ただいまのご質問について、教育長、お答えいたします。校舎内のエアコン設置につきましては、本当に村民の皆様方、また、議員の皆様方のおかげで設置がほぼ完了しております。通常、学校生活のほとんどは、子供たちは教室で過ごしております。本当に児童生徒は快適な学習環境の中で学校生活を送っているところです。本当にありがたいなと思っております。本村の小中学校の体育館は避難所にはなっておりませんけども、学校教育の中で、体育館での活動についてはほとんどが体育の授業になります。各学校で、教育課程カリキュラムといいますけども、編成しておりますけども、その際、学習指導要領というのがございます。それに則って小中学校の教科等の年間の標準授業時数が定められております。体育の授業でいいますと、小学校1年生から3年生までは週3時間です。4年生から6年生は週2.6時間。1週間では全学年合計、合わせますと約17時間でございます。全学年の体育の時間は。1週間にですね。全部が全部、体育館で授業というのはちょっと考えられませんので、体育館での授業、それと運動場での授業を半々と見ますと、小学校の体育館での授業は、全学年合わせて1週間当たり8.5時間です。それを各学年に押し並べますと、1週間で、例えば1年生が授業をする、各学年平均1.5時間、体育館での授業ですね。それぐらいの時間でございます。中学校でも、そのような計算でいきますと各学年週1.5時間です。また、6月、7月は、もうほとんどの学校でプールの授業がございますので、6月、7月はほとんどプールでの水泳の授業でございます。また、学校行事で体育館を使用する場合、ほとんどがエアコンには関係ない、使用しない時期が多いように思います。例えば、入学式、卒業式、学習発表会、文化祭などですね。真夏の行事はありません。けども体育館というのは、放課後等を含めまして、子供たちの健全育成に資する場所でございますので、今後、できるだけのことは検討させていただきたいなと思っております。以上です。

{3番議員、挙手。}

○議長（黒木正照君）　はい、3番議員。

○３番（永田博人君）　はい、ありがとうございました。いろいろと説明いただきましたが、例え1時間であっても、私は、必要な時には使えるというようなことじゃないかなと思います。なかなか、今から社会体育に部活動も移行していくわけですけど、来年からですね。部活動の活動もやはり夕方暑いです。5時からもう暑くて、バレーボールとか、ほかの競技もありますので、その辺、しっかり検討されていただきたいなと思います。これは、私も年寄りですからあまり行かないですけど、若い人達が、子

供たちがかわいそうだなと。これで救急車で運ばれて、熱中症でやられたら何か言われるような気がしたもんですから。そういうことでよろしくお願いいたします。体育館のこともですけども、その下に、村内に3つの構造改善センター、あるいは林業センターがございますが、これらについて避難所として活用されておるところでもありますので、これも、週に、年に、この暑いのに、1回か2回しか使わないかもしれませんが、避難所である以上は、やはり付ける必要があるんじゃないかなと思いますが。お願いします。

○議長（黒木正照君）　農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長（倉田雅弘君）　農林振興課長、お答えいたします。現在、避難所としての施設の利用は、林業総合センターは、水害、地震、火災など、すべての災害時に利用しております。また、柳瀬、川辺の構造改善センターにおいては水害時以外での避難所として指定されております。中でも林業総合センターにおいては、例年、水害時の避難所として開設されておりますが、基本的には研修室、和室のほうのエアコンの利用ができる部屋を利用しております。ただし、先日の台風10号のように避難者が多い場合はアリーナまで開放することになりますので、室内の気温が高い場合などは、状況に応じてスポットクーラーや扇風機で対応するようにしております。柳瀬及び川辺構造改善センターについては、近年は、水害以外での災害が発生しておりませんので、避難所としては開設しておりませんが、林業センターと同じ運営方法で考えているところです。施設の利用の費用対効果等も含めて、現在のところ、エアコンの整備等は考えていないところでございます。以上、お答えいたします。

○３番（永田博人君）　はい。

○議長（黒木正照君）　はい、3番議員。

○３番（永田博人君）　はい、ありがとうございました。私は、その1回の避難の時に、もうこれはエアコンのなからんばきつかばいと言うた人がおったもんですから、そこを取り上げて言ったわけですが、将来の子供たちが使ったり、避難所として使ったりということであれば是非。予算はちょっとないかもしれない、そういう予算はないかもしれません。国からの予算と県の予算はですね。コロナ対策とか何かあればよかですけど、村長、何か考えありますか。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長（黒木正照君）　はい、村長。

○村長（吉松啓一君）　今、施設関係は、教育委員会、それと農林振興課の課長が申しましたが、球磨村にしろ人吉市にしろ、エアコン設置しておりますが、これはプッシュ型の、国が直接あてがったということで冷房施設があると。相良村の場合はどうしてないのかということですが、相良村の場合、令和2年の災害の時には、体育館がアリーナ以外で全部賄っておりますので、避難所はそれで令和2年の時は済んだと。アリ

ーナまでは利用しなかったと。そのあとの台風の時にはちょっと多かったんですが。そういうことで体育館には、下の部屋、教育委員会の後ろに、元は畳があったところの第2、第3、第4研修室がありますし、2階のアリーナの横にはミーティング室があります。それと、そこのロビーといいますか、そこもクーラーがありますし、3階に3つ部屋がありますので、6、7、8の部屋、これも全部クーラーが付いておりますので、避難の場合は、これである程度は網羅できると。それと、みんなその部屋の周りに、飛び飛びに座っておられますので、今度はパーテーションといいますかね、それを設置すれば、もう少し多くの人が入られるんじゃなかろうかと思っております。避難所についてはですね。それと、体育館は剣道をされておられますので、剣道の場合どうしても暑いと思いますが、夏にするスポーツかなと思いますけども、大変かと思いますが、もしも体育館にした場合、どこの体育館もみんな球技で、バトミントンの羽根、卓球、バレー、バスケットはちょっと重いんですが、みんな風に左右されて、なかなか大きな風は送られないという話を聞いておりますので、それが一つの問題かなと。今、教育長も言いましたとおり、また違うアイデアがあれば、そっちに向けて検討していかなければならないと思っておりますが、そういうふうで、空調施設も大変いろいろ問題があるんですけども、いい方法があればそれをやって行かれればと思ってます。スポーツは、全種目について推進はしていかなければなりませんので、それについては、本当にいろんな、山江村とかいろいろ言われましたが、教育委員会でも、湯前町から水上村から全部調べておりますが、その中で、しているところ、してないところ。今度、避難所として利用したから、国からあてがってクーラーが設置してあるところとかありますけれども、大きな体育館については、今のところ設置が少ないなと。それは、これをするにしても、カルチャーパレスが1万1,000円ということですので、借る人が、これは村の代表だから、これはタダにしてくれとか、そういう話がどんどん出てきますので、結果的にはそのクーラー代も。それと、我が家のクーラーも一緒ですが、体育館は大きな施設ですので、試合の前とか練習前の時につけても、効くのは30分後とか、そういうことになりますので。学校もしかりで、授業があるのに、3時間目、4時間目授業がある。クーラーをといっても誰がつけに行くかですよね、前もって。先生は違う授業をされてますから。そういうことで、誰がクーラーをつけていくのか、あの大きな部屋で。それと今、3 番議員が言われました。虫が入ってくる。当然、私も考えて網戸にすればと思って。網戸にしたならば、なかなか空気といいますか、それが浄化できないもんですから、この浄化する施設のほうが、空気を回転じゃないですけども、どうにかできないか。そういうふうなことも、教育委員会のほうでちょっと調べて欲しいという話はしておりますので、駄目じゃなくて、いい方法があればやっていきたいと思っております。以上でございます。

○３番（永田博人君）　はい。

○議長（黒木正照君）　はい、3番議員。

○３番（永田博人君）　はい、ありがとうございました。是非、前向きに検討していただきたいなと思っております。将来を担う子供たちが使う体育館であったり、あるいは被災された方が使うことが改善センターであったりということでございますので、是非、予算というのは大事なところに使っていただきたいと思いますので、是非、検討していただきたいなと思います。あと、最後になりますが、川辺ですね。農道川辺66 号線といっていますが、これはもう川辺の川辺川園から高尾野橋の先までの農道ですね、直線の。このことです。私は、ダンプが通って、ちょっと水道水とかの、農業用排水のあれがちょっと浮きでたのかなと思ったもんですから。そんなには通ってないらしいですけど、一応、区長のほうからも、私にそういう話もあったし、何回か通ってみるんですけど、確かに凸凹してるところはあります。これは工事上でこういう支障になったのか、その辺よく分かりませんが、建設課長に伺いますが、これはもう修理程度でできればいいと思いますので、是非ご回答をお願いします。

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君）　おはようございます。建設課長、お答えいたします。ご質問の農道の状況、舗装状況につきましては、確かに車両的には多いのが農耕車両。一般車両もございますが、あとは歩行者等の通行にご迷惑をおかけしている状況となっております。場所が川辺大橋左岸側の国道 445 号から入りまして、字蜻木までの間で、幅員が 5.5 メートル以上ある区間が大体 1,956 メートルほどございます。村道であれば、補助率が 58.5 パーセントの社会資本整備総合交付金を活用した舗装改修事業等が補助事業で実施できるんですが、農道につきましては、現在ある補助事業が多面的機能支払交付金、資源向上支払交付金といいますが、活用をしようと思えば補助事業の採択要件といたしまして、事業費が 500 万円以上となりますと、他の補助事業がないこと及び熊本県との協議が必要になってまいります。その中で、施設の長寿命化事業というものがございますので、村単費の、自主財源の支出をなるべく抑制するためには、そういった、今、言ったような補助事業が可能であれば活用して、できるだけ実施できるように農林振興課等と今後、検討を進めていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○３番（永田博人君）　はい。

○議長（黒木正照君）　はい、3 番議員。

○３番（永田博人君）　はい、ありがとうございました。本当に農道ですから、今、言われたことしかできないかなと思いますけども、この前の、令和 2 年の災害で、あそこにブルドーザーが入ったり泥を入れたりしたこともありますし、高尾野橋の下も何か取ったような気はしますけどね。そういった所に、ほかの所も道路がある所は、ダンプが利用する時には、建設課はちょっと目を光らして。道路の利用をしますよというのは、農道というのは特に圧が、それだけ重いものは、ダンプが通るようには造って

ないはずですので、きちっと修復できるように業者に打合せをしながら、対応していただきたいなと思います。是非、このことについても、できれば、村人の、集落の人のご希望ですので、できるように前向きにお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

―――――――――○―――――――――

○議長（黒木正照君）　次に、7番、髙岡重盛議員。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○７番（髙岡重盛君）　7番、髙岡です。質問をさせていただきます。まず、村道永江瀬馳線についてお尋ねいたします。この件につきましては以前にも質問を行っていますが、解決に至っていないので続けて質問をさせていただきます。村道永江瀬馳線高尾野廻間においては、豪雨のために水没する場所がございます。今回、8月19日の台風10号による増水においても冠水を見ている状況であります。観音橋下流においては毎年、堆積土砂の除去は行われておりますが、村道の冠水の解決には至っていない状況であります。また、下流におきましては県におけるところの遊水地の計画もありますが、現在も工事が行われていない状況であります。道路嵩上げの件について検討されたことがあるかを、まず、建設課長にお尋ねをいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君）　建設課長、お答えいたします。村道永江瀬馳線につきましては、ご質問のとおり、河川の増水による冠水の箇所がございます。また、一部区間におきまして村道自体が河川区域内の兼用工作物となっておりまして、ご質問のとおり、県の許可がないと事業を実施できないという区間もございます。以前、平成31年度におきまして、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金で、避難路としての確保事業というところで、どうにか改善できないか検討しておりましたけれども、令和2年7月豪雨災害以降におきましては、球磨川水系河川整備計画に基づきまして、県との協議を含め対策を協議しているところでございます。その中で、遊水地の質問もありましたので、現在、遊水地につきましては実施測量等を行いまして、用地交渉を進めているという段階で、工事の着工はまだというところでございます。以上でございます。

○７番（髙岡重盛君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、7番議員。

○７番（髙岡重盛君）　はい。ただいま建設課長の答弁をいただきましたが、以前の答弁の中、検討協議を含め対策を協議しているとのことでありました。2023年9月の質問の中で、来年度、測量設計実施する方向で検討しているとありますが、検討の結果はどうであったか、まず、お尋ねをいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

○建設課長（大土手寛君）　建設課長、お答えいたします。繰返しの答弁になって大変申

し訳ございませんが、平成 31 年度に、まずは球磨川水系防災減災ソフト対策等の補助事業というところで、担当は総務課所管でございましたが、その後、令和 2 年の 7 月豪雨があったというところで、この事業はその時点で見直しということになって、現在、球磨川水系の河川整備計画に基づいて、村としても、要望を含め、県と協議中というところでございます。以上でございます。

○７番(髙岡重盛君)　はい、議長。

○議長(黒木正照君)　はい、7 番議員。

○７番(髙岡重盛君)　はい。先に述べましたように、現在も冠水状況は改善に至っていないわけですね。住民が安全に通行できるような村道でありたい。村の単独事業で取り組めないか。河川との接点はあるが県との協議は必要であろうと思う。この場所は築堤の役割も行っている。堆積土砂の除去は毎年行っているのは分かるが、冠水改善には至っていない。今後においても、この状況で通すのか。また、堆積土砂除去対応だけで改善できるのか。現在も改善されていない状況でありますから、改善が必要な場所は改善し、村民の要望に応えるべきではないか。これは村長にお願いいたします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君)　はい、村長。

○村長(吉松啓一君)　今、村道永江瀬馳線全域でお答えするのか、一部お答えするのか。まず、永江地区については、先ほど建設課長も言いましたが、県のほうに永江地区と深水の前田地区については、築堤を嵩上げしてくれということで要望しております。ただ、いつになるかは、今、また、再三言っておりますので、今、仮土嚢を置いておりますが、土嚢の部分が離合できませんので、その点も含めて話しております。それと高尾野については、高尾野橋の下流については、もうそのままと。横に川辺西溝がありますから、関係もありますし、道路を高くしても西溝は、その高さは変わりませんので、それはそのまま。それと高尾野橋の上流、ちょっと、ある 1 軒の方の納屋までありますが、あそこはもう狭くて、あそこ、既存の所を上げると対岸の蜻木がまだ浸かるということもありますので、そこがそうなると、今ある納屋、あるいは畑、墓もありますから、そこの所も道を通さない限り、今の状態のところを嵩上げすると氾濫域が広がると思っております。それで、それから廻から平川については、現在・・・、それもですかね・・・

○７番(髙岡重盛君)　そこまででいいですよ。

○村長(吉松啓一君)　そこまででいいですか。

○７番(髙岡重盛君)　後で質問します。

○村長(吉松啓一君)　どんどん言いますけども。はい。

○７番(髙岡重盛君)　はい、議長。

○議長(黒木正照君)　はい。7 番議員。

○７番(髙岡重盛君)　はい、村長、答弁、詳しくいただきました。次に入ります。平川

瀬馳区間におきまして、令和２年の洪水により村道が数か所の災害を受け、復旧工事が進められております。その中で、平川六藤間におきまして、国道 445 号、上下坂地区の冠水常襲地による通行止めによって、迂回路として、大変この道路におきましては貴重な道路であります。六藤地区において道路幅の狭い場所があります。現在においては、車両の大型化や救急車両の通行、車両の離合とも困難な場所であります。今後の、この場所の改良の計画はお持ちでないかお尋ねをいたします。村長でよろしいです。

○議長（黒木正照君）　はい、村長。

○村長（吉松啓一君）　今、お尋ねの箇所は、六藤の所か、平川から六藤までの間は、現在、河川の、一緒に村道のほうも整備しており、大掛かりな改修工事をされております。その先の六藤橋の手前ですね。チッソの管が２つあって、今度は裸の水路が２本ありますが、管のほうは橋になっておりませんので、どうにか幅員、今３メートルぐらいですので、どうにか川のほうにすれば、できないことはないと思いますが、その先の 2 本の排水路の所、十二、三メートル、15 メートルもないと思うんですが、その橋については、なかなか下の所との関係、その先の住宅がございますので、そこが非常に狭いということで、７番議員、私も何遍もあそこ通りますし、また１週間前も見てまいりましたが、あれがそのままになっているということは、昔、改良された時に、昔のこと言って大変失礼ですが、永江から瀬馳まで改良された時に、あそこはどうしてもできないから、そのまま置いてあったのではなかろうかと思います。しかしながら、そのまま置いてあったから、私も置いて、そのままにしておきますということは言われませんが、あそこのチッソのほうでどうにかできれば、国交省のほうが光ファイバーを通すという話でしたが、それは国道のほうに行くかもしれませんが、今、言われました代替道路としてそれができるか、またそれは、国、県のほうに要望はしたいと思ってます。村ではなかなか、住宅の移転も含めますので、単独事業では困難かなと思っております。それとやはり、チッソもあそこにあって、あれも下のほうに石橋があります。あそこは幅員が 10 メートルぐらいあって、あそこを通られればいいんですけども、やはりチッソの中ですので、チッソはチッソに、大事にしたいと。チッソ、ちょっと話が逸れますが、固定資産税が村に約 2,000 万円来ますので、大事な企業ですので、大事にしたいと思っておりますが、橋は橋でどうにかやっていければと考えております。以上でございます。

○７番（髙岡重盛君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、７番議員。

○７番（髙岡重盛君）　はい。ただいま村長のほうから前向きの答弁がございましたが、この区間におきましては、先ほど言われましたように道路幅が狭く、晴山、北小のＳカーブよりも危険な場所でもあります。改良は必要と思われます。工事については先ほど村長のほうから言われましたように、橋梁２か所、また、チッソのサイホン２本、

オーバー水路があります。改良には多くの難題もありますが、前に述べたようなことで、拡幅の改良には前向きに捉えていただきたい。ただ、このことにつきましては、以前、質問を行っております。その中におきまして答弁をいただいております。村として、チッソと具体的な協議は、1回はちゃんとやってみたいと考えているとの答弁でありました。その後において、チッソとの協議が1回でも行われておりますか。当時の、2018年9月の、建設課長にお願いいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

○建設課長（大土手寛君）　建設課長、お答えいたします。チッソとの協議は行っておりません。以上でございます。

○７番（髙岡重盛君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、7番議員。

○７番（髙岡重盛君）　はい。先ほども村長のほうから詳しくこの場所につきまして答弁をいただいておりますが、今後、村道の災害工事終了後には、多くの車両の通行により危険でもあります。国道445号の迂回路として、役割も大きいものがあります。道路改良には順序というものがあるとお聞きしてるところでありますが、危険な場所でもあり、早急に改良ができないか、村においての検討をしていただきたいと思います。まず、これにつきましても村長の一言お願いいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　はい。今、9月の答弁も、私も忘れてたんですが、それもちゃんと記入してあられますので、ここで何て言おうかと、今、考えておりますが、先ほど言いましたとおり、やはり、今、7番議員が言われましたとおり、迂回路としてどうにかできないか。計画がある程度定まった時に、チッソにはあまり迷惑かけないんですが、チッソと協議するのはその計画ができた後でないと、今、協議しても計画がない段階で協議する必要ないと思うんですが、計画があれば早めにチッソにお願いして、ちょっと、チッソには迷惑かけないんですけども、そういう話をしていかなければならない。隣接ですので。ですから、いつできるという話ではありませんが、今、7番議員が言われましたことについては、国、県のほうに再度、要望といいますか、要望はしておきます。また確認された時にはちゃんと要望しておきましたと答えますので。はい、よろしくお願いします。

○７番（髙岡重盛君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、7番議員。

○７番（髙岡重盛君）　村長のほうから前向きな意見を、答弁をいただきましたので、私の質問をここで終わりたいと思います。

○議長（黒木正照君）　ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

―――――――――○―――――――――

休憩　午前 10 時 58 分
再開　午前 11 時 10 分
――――――――――○――――――――――

○議長（黒木正照君）　休憩前に引き続き、一般質問を行います。次に 1 番、川邊一徳議員。

{「はい、議長。」と、1 番議員。}

○１番（川邊一徳君）　1 番、川邊です。それでは通告書に基づき、質問をさせていただきます。1 点目。児童生徒の登下校について質問いたします。まず、児童のスクールバス利用についてお尋ねいたします。現在、相良村スクールバス条例の運行範囲において運行されていると思いますが、その内容について及び利用されている人数について教育課長にお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長（出合宏光君）　教育課長、お答えします。バスの利用人数につきまして、登校では 3 台のバスを利用しております。1 号車は 10 人乗りで、朝迫方面の児童 8 人が乗車しております。2 号車は 46 人乗りで、北小まで 4 人。その後、初神から四浦、川辺の児童生徒が 44 人乗車しておりまして、補助席も利用しております。3 号車は 29 人乗りで、柳瀬の児童 21 人が乗車しております。下校につきましては、水曜日が一斉下校でございまして、1 号車が北小学校の 4 人。2 号車が 44 人。3 号車が 29 人乗車しております。現状では、登校と一斉下校の水曜日の日には、かなり乗車人数がいっぱいになっておりまして、これに追加で乗車させるのは難しいような状況でございます。以上でございます。

○１番（川邊一徳君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、1 番議員。

○１番（川邊一徳君）　はい、ただいま状況について答弁いただきましたけれども、この運行の範囲、南小学校、北小学校からの運行の範囲というのは把握されておりますか。お願いします。

○議長（黒木正照君）　はい、教育課長。

○教育課長（出合宏光君）　教育課長、お答えします。1 号車は南小学校から朝迫方面に向かいまして、そちらの児童を乗せております。2 号車は、これは、まず最初に、晴山で北小学校の児童 4 人を乗せまして、北小学校に行き、その後、初神から国道を下ってきまして、四浦の中学生、そして、川辺の児童を乗せまして、南小学校、それから中学校で下車しております。3 号車は柳瀬の児童。柳瀬の新村、十島、井沢の児童を乗車させて南小学校まで運んでおります。以上でございます。

○１番（川邊一徳君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、1 番議員。

○１番(川邊一徳君)　はい。運行ルートについて答弁いただいております。この相良村スクールバス条例の運行範囲についてなんですけれども、学校が指定した通学路の距離が、北小学校では4キロメートル、南小学校では3キロメートルとなっておりますが、南小学校の児童について、その範囲をキロ数ではなく、大字ごとに、川辺地区、柳瀬地区というふうにできないか。現在、距離での制限であり、川辺においては一部の児童が乗れない状況。また、柳瀬地区においても同様の問題が起きております。毎年ですが、例年にない暑さが続き、登下校中に熱中症になるほど暑い日が続いております。これから毎年、最高気温が更新されていくと思われますが、児童生徒の通学時の安全を守る立場として、教育長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君)　はい、教育長。

{「はい。」と、教育長。}

○教育長(中村和弘君)　お答えいたします。すべての児童生徒の安全確保については、大変大事なことだと認識しております。特に、低学年で1人で下校している児童については、本当に考慮しなければならないなと思っているところです。相良村スクールバス条例の見直し等も含め、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○１番(川邊一徳君)　はい、議長。

○議長(黒木正照君)　はい、1番議員。

○１番(川邊一徳君)　はい。今、子供たちが終わるのが2時半、3時半、その付近の時間帯に下校するわけですけれども、一番暑い時間帯に、30分なり40分なりかけて下校しているわけです。大人でも、その時間を歩くとなると相当な体力が必要になってきます。早めに検討いただけるということでしたので、検討いただきまして、次の質問に入らせていただきます。次の、トイレ及び給水スポットについてお尋ねいたします。現在、村で把握されている公共施設以外の、トイレを貸し出していただける場所や水分補給をさせていただける場所があるのかお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君)　はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君)　教育課長、お答えします。下校中の給水スポットにつきまして南小学校のほうに確認しましたところ、川辺方面では川郵便局、柳瀬方面では柳瀬簡易郵便局と並木野の事業所で、小学生が水を飲ませていただいたことがございます。以上でございます。

○１番(川邊一徳君)　はい、議長。

○議長(黒木正照君)　はい、1番議員。

○１番(川邊一徳君)　はい。教育委員会の対応もあり、先日、学校メールのほうでも帰る際には水筒に水を入れて下校してくださいという案内があっておりました。今、申されましたとおり、川辺方面、柳瀬方面においても郵便局でご協力をいただいている状況です。また、並木野においても事業者が協力していただいておられるというこ

とですが、村として、せせらぎの丘付近にあればいいのではないかと思い、新しく造るのは、かなりのエネルギーが必要ですので、企業協力をしていただくということができないか。例えば夫婦橋を渡って先の交差点のところにあるクマケンさんあたりに、村として協力のお願いができないか。これは村長のほうにお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　今、言われました給水スポットにもついても教育委員会と協議しまして、夫婦橋を渡った先の交差点の所の企業さんということで、いいアイデアではなかろうかと思っておりますので、それはそれとして対処したいと思っております。それと給水について、今、小学生は水筒を持って行っております。それが、学校にも給水はあるんですが、それがもう帰る時にはなくなるもんですから、帰り道は空です。よって、学校の水道も飲料水ですので、そこで汲んで、それから帰るという方法もあるなということで教育長と話しておりますので、それも、給水ポイントもありますが、自分たちでいつでも飲まれるから、そういう方向も学校のほうに指導していただければと今のところ考えております。以上でございます。

○１番（川邊一徳君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、1 番議員。

○１番（川邊一徳君）　はい。できることから進めていただきたいと思います。次に、村道の管理についてお尋ねいたします。村道山本新村線の舗装についてお尋ねいたします。この路線の新村側においては、市岡議員の過去の一般質問においても、区長要望においても、舗装が極端に傷んでおり、対策をお願いする要望が以前から提出されているところですが、本当に舗装が傷んでおり、建設課職員により部分的な舗装を、その都度行っていただいております。雨が降り、水たまりができ、歩道もないので通学に支障を来すので、どうにかして欲しいという声もあっております。また、道路の舗装に大きな穴があり、タイヤが入りパンクした方もいらっしゃいますし、単独の事故、原因は分かりませんけれども起きております。どうにか早めの対応ができないか、ここで建設課長にお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君）　建設課長、お答えいたします。現在、村道、112 路線ございますが、路面性状調査、それからＦＷＤ調査を実施いたしまして、それを基に相良村舗装個別施設計画を策定しております。それに基づきまして村道の補修、舗装の改修工事を毎年実施しておるところです。ご質問の村道山本新村線の、健全度を考慮した舗装改修工事の優先順位は、112 路線中 10 番目となっております。今年度から実施予定の元広域農道、村道清流川辺川線につきましては、この個別施設計画策定後に村道に昇格認定されておりますけれども、この路線については非常に交通量も多く、隣

接の町村におきまして、舗装改修が完了しておりますので、本村においても繰り上げて実施をするものでございます。国からの予算配分次第では、1路線につき約二、三か年の事業となると想定しておりますが、現在まで、交通量の多い路線、2路線完了しております。ここの、ご質問の村道も含め、残りの路線も順次実施していきますが、緊急を要する場合については、その都度対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○１番(川邊一徳君)　はい、議長。

○議長(黒木正照君)　はい、1番議員。

○１番(川邊一徳君)　はい、地元として、利用者としては緊急を要するので、対応をお願いいたしたいと思います。次に、同じく村道山本新村線の交差点の部分についてお尋ねいたします。山本側の水たまりには、舗装のし直しと浸透桝の設置をしていただき、水たまりが解消されております。この浸透桝は建設課長が提案して実施したと聞いております。初めてあの場所に浸透桝ができた時に、あそこには暗渠がなかったのでどういう構造になっているのかと思い、浸透桝を覗いてみますと、すばらしい画期的な方法だと感心しております。国道を横断しまして新村側に消火栓がありますけれども、そこの消火栓の部分が、雨が降ると消火栓が冠水してしまい、先ほどの質問の舗装と一体的に整備するのかと思われますが、山本側と同じような集水桝の設置を先にできないものかお尋ねいたします。すみません、浸透桝です。失礼しました。

○議長(黒木正照君)　はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君)　建設課長、お答えいたします。ご質問の浸透桝の設置箇所につきましては、役場から川辺に向かって左側の横断歩道がある所、主に小中学生が通学するような場所でありまして、区長要望に基づき、流末の確保が厳しい時に効果が見られる浸透桝を検討して採用したものでございます。右側の消火栓の施設がある付近も、確かに雨が降れば水たまりが常習的にたまっている場所でございますので、そこにつきましても今後、地区の要望も踏まえたところで検討はしていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○１番(川邊一徳君)　はい、議長。

○議長(黒木正照君)　はい、1番議員。

○１番(川邊一徳君)　はい。浸透桝についてどのぐらいコストが掛かるか分かりませんけれども、画期的な方法だと思うので、常習的に水たまりが発生して、どうしようもない場所には設置していただきたいと思います。また、その交差点部分になるんですけれども、国道ですので県の管理になると思いますが、側溝にグレーチングが設置してあります。そこのグレーチングが、5センチぐらい段差ができており、中高生の自転車通学に危険な箇所であり、対応をお願いしたいんですけれども、建設課長、よろしくお願いいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君）　建設課長、お答えいたします。ご質問の箇所につきましては、私どもも現場のほうを見ております。確認しました結果、県の維持管理調整課のほうに、速やかな対応をお願いしたいというところで報告しております。以上でございます。

○１番（川邊一徳君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、1番議員。

○１番（川邊一徳君）　はい。県と連携を取りながら進めていただきたいと思います。3つ目の、村道新村井沢線の排水についてお尋ねいたします。建設課長の地元でもあり、村政座談会でも要望があった村道新村井沢線、新村側の一部の箇所が、雨が降ると一部に水が集中する状況が起きております。ちょうど樋門の箇所であり、洪水の時には仕方ないと思いますけれども、普段の雨でも集中して、個人宅に迷惑が掛かっているような状況です。どうにか対策が取れないかお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君）　建設課長、お答えいたします。ご質問の箇所につきましては、大雨、それから災害時に排水先が機能せずに、常習的に冠水する地区であると存じております。近くに樋門もございますが、川辺川の増水時は閉門するため、内水面の排水先の整備が課題となっております。現在、新村橋の災害復旧工事中ですが、並行して村道新村井沢線の取付道路工事も着工しております。その工事の中で、附帯工事等で道路排水、それから、その脇には農地の用排水もございますけれども、それらの一部を浸透させ、滞留できるような施設の整備を考えております。その効果等を今後観察していきながら、経過を、状況をまた見ていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○１番（川邊一徳君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、1番議員。

○１番（川邊一徳君）　はい。洪水のような大雨の時には致し方ないと思いますけれども、普段の大雨の時でも個人宅に迷惑が掛かるような状況はいかがなものかと思いますので、一体的な検討をしていただき、個人のお宅にご迷惑が掛からないよう対応をお願いいたします。次に、空き家についてお尋ねいたします。全国でも、空き家について様々な協議、検討をされておりますが、先日、空き家の調査をゼンリンにて実施されておりましたが、今回、どのような目的で調査をされておられたのかお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長、お答えします。現行の空き家対策の計画策定から５年経過し、その間、令和２年７月豪雨災害もあり、その被災状況も踏まえ、現地調査や空き家所有者へのアンケートを実施しております。それにより、現状と課題を把握し、空き家台帳を整理したうえで、活用促進などを図ることで地域の生活環境を保全することを目的としております。以上でございます。

○議長（黒木正照君）　はい、１番議員。

○１番（川邊一徳君）　はい、議長。調査された目的については分かりました。次の、どのような活用方法については、後の市岡議員に託しまして、提案といいますか、この空き家、宿泊施設として利用ができないのか。所有者の承諾が必要と思いますけれども、一軒家の宿泊施設が、今、多くなってきております。子供が小さい家庭や家族が多い家庭では、ホテル、旅館などに宿泊しますと、かなりの高額、また、いろんな方への迷惑が掛かってしまうため、このような一軒家のゲストハウスというのが、今、多くなっております。また、大学のサークル等でも利用されている実績もありますし、このような一軒家ゲストハウス、所有者の承諾が必要になってきますけれども、その後の管理、所有権等の問題も出てきますけれども、こういう一軒家のゲストハウスについて、今後、活用方法の中で検討をしていただきたいと思いますけれども、企画商工課長、お願いいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長、お答えします。先ほどご提案いただきましたゲストハウス、また、大学生向けの宿泊施設等につきまして、村としても、まずは空き家を活用できるように、空き家の所有者にコンタクトを取っているところです。しかしながら、なかなか所有者のほうから空き家バンクへの登録が進んでおりませんので、村としては、そういった利活用ができるということを周知するためにも、村として移住定住者向けのお試し居住とか、あとは交流の場などとしても利用ができないかということで検討しております。以上、お答えいたします。

○１番（川邊一徳君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、１番議員。

○１番（川邊一徳君）　はい、最後になりますが、村長の思いがあれば、一言よろしくお願いします。

○議長（黒木正照君）　はい、村長。

○村長（吉松啓一君）　今、ゲストハウスというアイデアを出していただきまして、こちらも勉強不足ですが、これが、町村の、自治体で直接できるのか。あるいは、民泊みたいに誰か、ＮＰＯもはじめ、いろんな会社とか、それがその人たちができるのか、もう一回、先進地の事例を、担当をはじめ確認して、それが有効であれば、地権者といいますか、持ち主と協議して、持ち主が貸すか、あるいはどういうふうにやってい

くか。アイディア的にはいいもんですから、窓口をどこにするか。うちの場合、茶湯里もございますが、どういうふうなやり方をすれば、それに該当するのか、ちょっと協議させていただければと思っております。以上でございます。

○１番（川邊一徳君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、1 番議員。

○１番（川邊一徳君）　はい。今後、空き家は増える一方だと思っております。減らすには、活用するか、解体するか、どちらかしかないと思いますので、解体となると経費的なものもかなり大きくなってきます。どのような活用方法がいいか、解体も含めてですけれども、しっかり検討していただき、相良村の村内から空き家が 1 件でも少なくなるよう努めていただきたいと思います。これで質問を終わります。

―――――――――○―――――――――

○議長（黒木正照君）　はい、次に 4 番、徳田正臣議員。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

○４番（徳田正臣君）　はい。大きく 3 点、通告しているところであります。1 点目ですが、川辺川ダム問題について、相良村に建設されるのに当該自治体としての姿勢が不明であるということでありますが、五木村の場合には、村長がダムを容認する、平たく言うとダムに賛成ということで、その見返りとして 100 億円を頂かれるということで、その 100 億円で五木村の振興をするというふうに明言されております。本当にダムに振り回された自治体の首長として苦渋の判断だったと思いますし、この判断によって、率直に言って、喜ばれた村民さん、怒りを覚えられた村民さんがおられますが、こういった村長の決断があってこそ、地域の大きな課題というのを解決して、時代の中で地域づくりが前進するものと考えておりますし、また、そうでなければいけないと私は思っております。この 100 億円って、率直に言って、村が振興するかどうかは、隣村でありますんで、これはもう私としてはノーコメントではあります。それで、先ほど申し上げたように、トップというのはやはり決断するということ、ある大きな物事について決断するということ。それと、責任ある言動をするということが大事であろうかと思っております。それで、このダムの賛否について、私は何度も村長にお尋ねいたしましたが明確な回答は一度も頂いておりません。まず 1 回目につきましては、県知事に聞いてみるから、それから判断するということで、お答えするということでありましたが、お答えは返ってきていない。2 回目はダムの諸元というか、どういったダムができるか分からないから判断できないということをおっしゃいましたが、ダムの概要が出てきたにもかかわらず判断されておられない。3 回目といいますか、3 回目は、今度は、こういった公共事業について村長の同意は必要ではないと。法律、法手続き上、必要ではないと言われて、平たく言えば判断を逃げられております。法手続き上、村長の同意が必要でないというのは、これはもう当然分かってたことで、当たり前であります。このダム問題というのは政治の問題でありますので、政治家と

して、建設予定地の村長がどう判断するか。先ほどの五木村長のように賛成すると。100億円もらって、見返りとしてもらって、五木村をしっかり引っ張っていくというその決断。その決断について、私は本当に、一、小さな政治家として敬意を表するものでありますが、村長は、吉松村長は先ほど申し上げたように判断をされておりません。ところが、相良村議会の中では、判断がされておられない、言い切っておられないのにもかかわらず、村外では明確にダム推進ということで動かれてます。言葉も行動も。この相良村のトップでありながら相良村民には誠意が尽くされてないのに、村外で言っていることと矛盾します。私は、もうこの段階で、この問題は賛成が正しい、反対が正しいというような問題ではなくて、その地域を引っ張っていく村長の姿勢を示す事柄だと思っております。既に相良村は190項目の要望、これはっきり申し上げて非常にナンセンスな話で、よくも県はこれについて満額回答するような形で112億円の見返りを付けたかなと思いますが、これが、この間の説明でもありますように、この112億円が実際に20年かけてくるのか30年かけてくるのか分からない。ポンと112億円来るわけではないのは、皆さん、職員の方もご存じだと思っております。村長が30年されるんだったら責任があれでしょうけど、何年村長されるか分からない。私が申し上げたいのは、数字だけを、個別の事業について、私が要望したから予算がついたみたいなこと言われますが、ダムについての見返りとしての112億円であるのは間違いない。政治的には。そういう話であります。ですから村長、もうここらあたりで、ダムについて、賛成か反対を明言しておかないと、もうこれ以上時間が経ってしまったならば、賛成も反対も言えなくなる。後戻りできなくなって、ダム反対者が多いからといって反対だと言ったところで、もう中止することはできない。ましてや112億円のうちの何億円か使った後にダム反対と言った時には、相良村という自治体の信用度が、国と県に対してなくなります。ですから、もうここがそろそろ限界ではないかと私は思います。私はダムについて反対でありますが、建設予定地のトップとして、もうここら辺りで、明確にダムについての姿勢を示すことが責任ある政治ではないかと思っております。ダム建設計画から60年経って、まだ議論をしている。穴あきダムの話が出てからも十数年経ってるのに、まだ議論している。あるいは、まだ視察しなければいけない、研修しなければいけない。もうそういった状態では、相良村は新しい時代を切り開くことはできません。もうダムに縛られることなく新たな時代の相良村をつくるためには、もうここではっきり村長の姿勢を示してはいかがでしょうか。そういうことで、私は、ダム反対というのを期待しておりますが、賛成なら賛成でもいいです。村長。もうここら辺りで、もうそろそろダムについての賛否を表明されたらいかがでしょうか。村長、ご答弁をお願いします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長（黒木正照君）　はい、村長。

○村長（吉松啓一君）　今いろいろ言われまして、私は正式に、この流水型ダムについて

は賛成も反対もないと。ただ、この流水型ダムが緑の流域治水の中に入っていると。これが法令で決まっています河川整備計画の中にちゃんと明記されていると。このことについては、国、県及び流域市町村の総意で進められているということは認識しております。よって、相良村が、村民が安心して安全で暮らせる。これが確保できるか。相良村の振興を、スピード感を持ってやって欲しいと。それと、事業については、今、112 億円ありましたが、金が来ないよりも来たほうがいいということで、この事業についても、今、言われました、30 年、20 年と言われましたが、基盤整備、水路、いろんなことが、道もありますが、スピード感を持って目に見える形でやって欲しいと。加えてこの川辺川を、最大限環境に配慮し、清流川辺川を子々孫々まで残して欲しい。これが、私といいますか、相良村長としての私が、国、あるいは公にいう、答弁した内容でございます。それで、五木村のことも大変褒められまして、今日は五木村長も喜んでおられると思いますが、五木の場合は 500 世帯あたり、ほとんどダムで、苦渋の選択で移転されたわけです。また、高台に移転して、もう国から移転補償をもらっておられます。この段階で反対ということは言われない、言われにくいと思っております。それと、県の職員の方が 7 名おられまして、前まではダム対策課長も県の職員でした。県が周りを取り囲んでいる状態でございます。それで、私が賛否と言いましたが、これは、蒲島知事がお辞めになる 3 月までに、相良村長、五木村長、同意してくれという話がございました。しかしながら、私は、そういうことはしないと。村がもめるから、そういうことはしませんよと、きっぱり断りました。五木村は、それでその後、同意されたと思っておりますが、その後、木村知事も、4 月 19 日だったですかね、お見えになって、相良村には同意は求めないと。村民が、賛成、反対ということでもめるようなことはしないということでございました。よって、後で賛成しても反対してもと言いますが、さっき、一番 4 番議員が分かっておられると思いますが、平成 8 年に、うちの髙岡村長と西村五木村長が合意されました。この時には、河川整備計画の中にダムが入っていなかったから、合意を取らなければダムが進まなかったわけです。今回は、蒲島知事が令和 2 年の 11 月に、ちゃんと国のほうに、ダムを入れた治水整備を進めてくださいと明記してあるわけですよね。だからうちとすれば、ここで、はいはい、それに同意します。そうじゃない。これが相良村、先ほど言いましたとおり、村民が安全安心を保てるのか、そういうことも含めて、研修も村民の方にしてください。今、村民の方に 22 回研修をお願いしています。議員の方は、それより前に 11 回されております。4 番議員は何回、出席されたかもちゃんと記入はしておりますが、そういう関係で、職員も研修しておりますので、まだまだ研修が足りないということで考えておりますし、今後、賛成するか反対するか、そういうことは、今、先ほど言いましたポイントで、反対も賛成もないということでございます。以上でございます。

○４番（徳田正臣君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、4 番議員。

○４番（徳田正臣君）　いろんなことを言われたんで、すべてについて、私がここでコメントといいますか、次の質問をすることはできませんが、今の吉松村長の立場で賛否を言っていいし、言えるのが政治家なんですよ。村がもめるからじゃなくて、逆なんですよ。地域の重要な課題について、しっかりと村民に情報はもう伝わっているはずなんですよ。60 年掛けて。もう 60 年といったら、60 年で解決できない行政行為なんて、私ははっきり言ってつまらないと思います。だって、村長以外の職員は 60 年前、生まれてないですからね。村がもめるんじゃなくて、逆に議論をして、課題解決に向けて村のトップとしての姿勢を示すことが、村がもめないんです。賛否両論があったにしても。村民の安心安全と言われますが、それを言うならば、私は村長として、ダムを造ることによって村民の皆さん方の安心安全を図りますよとはっきり言ったほうが、村民の方が安心されるじゃないですか。村長の、トップの言葉というのは重みがあるんですから。いずれにしましても、その見返りとしての 112 億円、ほとんど大半が、土木事業が多いですよね。私だったら絶対やらないような事項も含まれています。やらないほうがいいことも含まれてます。そこでの議論はここではともかくとして、反対とは言われないでしょうという言葉が出ましたが、ということは賛成ということですね。日本語と、会話としてはそうですよ。反対と言われん。だから、結局は、もう村長は永久に賛成反対をもう言わないということですね。

{「はい。」と、村長。}

もう分かりました。将来、賛成とも反対とも言わないということですね。

{「将来、いつまで生きるか分かりませんが。」と、村長。}

いや生きるかどうかじゃない。村長としての在任中、反対とはもう言わないということですね。はい、分かりました。それでは次に入ります。中学校裏。2 点目です。バイパス整備についてということで、整備の必要性と相当性が明確ではない。文教施設や優良農地に影響する道路の新たな整備は地域づくりに資するものかということで通告させていただいておりますが、どのような道路であっても造れば便利なのは、誰でも分かるし、便利なんです。これ本当に。当たり前です。問題は人口減少の中で、数十年前まで相良村は、ご存じのとおり人口が 6,000 人、もちろんその前、四浦村と相良村が合併した 60 年以上前は 8,800 人ぐらいの人口といわれているわけでありますが、これから人口減少の加速度は余計に速くなってくる。2040 年には 2,000 人台。3,000 人切り込む人口になるのは、どんな対策を取ってもそうなります。よほどの理由がない限りは、もう今は新規の道路は造らない。人口減少の中で。通る人がいなくなる。全国の地域では、もう道路はいいから、他にお金を使ってくれよという住民が多くなってる中で、いわゆるこのバイパス道路ですね。簡単に言ったら、ダム案件としてのバイパス道路でありますが、ご存じのとおり、村長に、前、お尋ねした時に、橋必要でしょと言ったら、橋要らないと言われましたけど、橋造らないと、あれはち

ょっと村長の間違った言葉だったと思いますが、橋を造って、中学校のすぐ隣接した所、裏を通って、保育園の前を通って、小学校にも近い。そして、相良村深水地区で本当に最優良農地、他にも優良農地がありますが、それに影響する道路を造るということです。あまり、こういった文教施設の、優良農地を、影響する形での新規道路の開設というのは、私は例がない。ましてや地域住民の動きを分断するということが、今後の、これ大事なんです、地域づくりの中で、高齢化社会の中で、新規道路は相当用心をして造らないと、地域住民の動き、住民の動きというのを分断してしまうことで、そのことを一点をもって、道路建設計画を中止する自治体もあるわけでありますが。完全にそこは分断されます。一つのメリットとしては、茶湯里にすっと入ることができるというのはメリットでしょうけど、これも茶湯里の経営がしっかりしてないとお客さんは来ません。そこで村長、今からでも、完成するまでは、物事は、どこまでの進捗状況かにもよりますが、いつでもやはり再検討することは必要でありますんで、今からでも村長、県への要望取り下げたらどうでしょうか。私は、このバイパス道路は造るべきではない。既存の 445 号は確かに危険箇所とかありますが、既存の道路の改修を、村長のお力で弾力的に進めて行かれたほうがいいかなということで、今からでも要望を取り下げたらどうかということでの村長の考えをお聞きしたいと思っております。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長（黒木正照君）　はい、村長。

○村長（吉松啓一君）　バイパスの件ですが、これをなぜ造るのか。これは、今、言われました小学校前から役場前に来るこの道が、大型車両も通って混雑するということで、県のほうに要望した経緯がございます。その前に、既存の幅員を広くなしてくれということで、私は議長、4 番議員は村長の時に、県のほうにほとんどの議員さん行かれましたが、その時に県が何と言ったかというと、おたくの村がここを広くすることは取り下げましたよということで、私は、後の答えが出なかった経緯がございます。よって、今度はあの道路については、なかなか改良はしないという県の判断でしたので、これでは村民が困るということでバイパスのほうを要望しました。これは何も茶湯里のためではありませんので。それと地権者の方に、今、県のほうでご了承をいただくようにお願いしているところですが、できるだけ、今、4 番議員も言われました、優良農地ですので、山本側に沿って、集落に沿った形で図面等はなっておりますので。これは、私が引いたんじゃないんですが。これは国道で、県の管理区間で、私が言うと、またいろいろ言われますが、村の出費じゃなくて県、国道で県が造るということでございます。堤の所の橋は、私も橋を言った覚えが、橋も言ったかと思いますが、いろんな勘違いでいろいろありますが、高さが 15 メートルぐらいで長さが 50 メートルという話を聞いておりますので。文教施設と、今でも中学校の裏は、茶湯里と保育園等に行かれる時には通りますが、それでも騒音には対処していただきたいと。それ

と、南小学校はかえって今の道よりも遠くなりますから、ここだけは、騒音は大分違うんじゃなかろうかと。ただ、保育園については、あそこに移ってこられる前から、ある程度の構想がございましたので、保育園のほうにはそういうお話をしております。よって、道がないよりもあったほうがいいと。今から道の時代じゃないとおっしゃいますが、それは都会のことであって、今まで道がない所は整備してしまって、それから先の話です。だから、この 112 億円についても道だけとおっしゃいましたが、このインターネット関係、農業関係、福祉関係、教育関係、全部入っておりますので、それはそれで含めましてやっていかなければならない。道についても、私は、3 番議員が消滅する村という話を新聞で見たかと。そういうことがないように、人吉が中心ですので。産業の。そこに合った道。去年しましたゴルフ場のあの道。十島の。それと柳瀬橋。それとこの役場前・・・

○議長(黒木正照君) 村長、ちょっと、すみません。

{チャイム}

○村長(吉松啓一君) 失礼しました。それとフルーティーロード。それと今度は五木に行く 445 号、それと深田越えもございます。この道についてしっかり整備をすれば、消滅する村にはならないと。交通の要衝でございます。皆さん方、錦町とかいろいろ行かれます。相良村を一番、みんなここを通って、上球磨でも人吉市でも行かれるわけです。この路線。だからそれに、またバイパスを追加してもらう。このバイパスが出来れば、今ある消防の中分署はまだ早くなるんです。救急車が。深水、川辺、四浦、命を救う道路でもあるんです。よって、これは整備させていただきたいと。そういうことで考えております。以上でございます。

○４番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) 4 番議員、

○４番(徳田正臣君) ここまでで終わりますから、よかですか、時間。

○議長(黒木正照君) 2 番目まで終わります。

○４番(徳田正臣君) はい。2 番目までで私も終わりたいと思っております。

○議長(黒木正照君) はい。

○４番(徳田正臣君) 時間なんで。

○議長(黒木正照君) はい。

○４番(徳田正臣君) はい。村長がいろいろ答弁されましたが、一番私が困るのは、質問によって、場所によって、答弁、言われることが違うのが、ちょっとぶれてるのが困るんです。率直申し上げて。それで、ここで議論することじゃないですけど、一つだけ言わせてもらうと、自治体が消滅するという話は議論する価値がないものだと思ってます。なぜかというと、実際は消滅するならしたっていいんですよ。そこに住む住民の生活が残ればいいんですから。自治体消滅論の中身を読まれたらよく分かると思います。それはともかくですね、112 億円が必要ということをおっしゃいましたけ

ども、別にダムに賛成しなくても、国から、あるいは県からの県支出金とかで、一定のお金は、20 年、30 年経てば、誰が村長であっても、必要なお金は村に来る。何十億円来るという。積み上げれば。これはもう、どっちみち来るということはお分かりだと思います。あと、先ほどの、県道の、445 号の、そこの要望の取り下げのこと言われましたが、これは、ちょっと申し訳ないですけど村長の理解不足であって、これはもう、大土手課長に後程聞いてください。取り下げた意味は、一旦取り下げて別の、それも含めた新たな要望を出すために取り下げたわけでありますんで、そこんところの誤解があるかと思っております。あと、新規の道路は要らないということに対して、都会のことでしょって言われたんですけど、違うんです。田舎こそ、今、もう道路では経済効果も少ないし、ビーバイシー的に見て非常に厳しいものがある。道路以外のいわゆるそういった、ある政党が、昔、言っていた話じゃないですけども、コンクリートからですね、ハードからソフトへという話がありましたけども、地方のことなんです。道路が、もう新しい道路は要らないんじゃないかと。すべて要らないと言ってません。南小学校が静かになるとおっしゃったって、中学校とか保育園とか、かえってうるさくなるわけなんで。戸数から考えたらかえってうるさくなる箇所が多くなるわけなんで。そういうことも含めて、私は、このバイパス道路、造ったら便利、よかったという方もいらっしゃるのは事実です。道路は。間違いなく喜ばれた方もいらっしゃいますが、今後の 10 年、20 年先の相良村の現状を考えた場合に、ダムに賛成してまでも道路バイパスを造る必要はないのではないかという考えでの、取り下げたらどうなんですかということであります。そういうことで、この 2 番目の通告はもう以上です。あとは午後からですかね、議長。

○議長（黒木正照君）　いいですか。

○４番（徳田正臣君）　以上でよろしいです。

○議長（黒木正照君）　では、2 番目まで終わったということでよろしいですか。

○４番（徳田正臣君）　はい。

○議長（黒木正照君）　はい。これで午前中は暫時休憩とします。再開は午後 1 時からとします。

―――――――――○―――――――――

休憩　正午 12 時 04 分

再開　午後 13 時 00 分

―――――――――○―――――――――

○議長（黒木正照君）　午前中に引き続き、一般質問を行います。4 番、徳田正臣議員。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

○４番（徳田正臣君）　はい。では、3 点目に通告しております柳瀬石倉の、平原の石倉跡地整備についてということで、将来の相良村にとって後悔のない地域づくりに有用な事業となっているかということでありますが、この柳瀬石倉、吉松村長になられま

して、解体、売却されましたが、これはもう地域づくりにとって取り返しのつかない、これはもう失政だと思って、断言していいことだと思っております。ましてやＪＡさんに非常にご無礼な話であります。そういうことで、避難地整備ということで、土地の造成について、私は反対いたしましたけども、予算が付いて、造成が始まろうとするところでありますが。発注業者も決まって。この 2 メートルの嵩上げしたところに、地元からの要望があったわけでもない、そしてまた、そこにはコミュニティセンターと 1 の 3 の詰所を造られるということでありますが、もうここで私が詳細を説明するまでもなく、もしＬ2 ということで、水が来たならばどういうふうになるかということを考えられた場合に、避難地にならないということでありまして、もし本当に、そこに水が来るならば、あそこの、平原の避難地よりも、新村や十島のほうの住民の方の安心安全を図ることに注力されたほうが大事ではなかろうかなと思っております。いずれにしましても、この事業ですね、一旦、ここで思い切って中止されまして、時間を掛けて再検討されたほうが、私はよかろうと思います。これは、物事に考え方いろいろあるからと言えば、もう議論できなくなります。物事の考え方も、現実的には、客観的、社会通念的に評価した場合に、10 点の考え方と、100 点とまでは言わなくても 80 点の考え方があれば、80 点の考え方を採用するのが当然であって、そういう時に、10 点の考え方をした人が、いろんな考え方があるからなというのは、これは潔し的な態度ではなかろうと思います。いずれにせよ、先ほど申し上げたように、この事業は速やかに中断、中止されて、再検討をされる考えがあるかどうかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（黒木正照君）　はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君）　柳瀬村有地、元石倉なんですが、ＪＡのほうが言われたということで、ＪＡは相良村に売られたわけですから、売られた先のことをいろいろ、前組合長も来られて言われましたが、売られた先のことを言われるのもいかがなものかと思っております。それと避難地とすれば、十島、新村を考えなければならないんじゃなかろうかと言われましたが、当然、新村、十島、西村、陣内については避難路を造って、上原に整備をするように、今、事業も取り掛かっておりますが、それはしております。平原については、4 番議員が言われましたとおり、私も当初、2 メートル上げるのは、これは大変だなと思いましたが、補助事業とすれば、上げなければ対象にならない。それと避難地ということで、1,000 年に 1 回ですので、そこまで上がってくることはないと再三言われますが、やはり行政を任される以上は、やはりその補助を、内容に従ってやっていかなければならないと思っております。当然 2 メートル上がりますので、年配の方も大変かと思いますが、それをできるだけ支障がない形でやっていかなければならないと考えております。今から造っていきますので、いろんな提案が出てくると思いますが、4 番議員は、先のバイパスも今度も中止したほうがいいと

いう話でしたが、これも、地元に説明会も再三やっておりますので、是非早く造ってくれという話ですので、住民の声も含めまして造っていきたいと思っております。以上でございます。

○４番（徳田正臣君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、4 番議員。

○４番（徳田正臣君）　石倉に関して申し上げますと、ＪＡさんが売った先のことを、ああだこうだ言ってるわけではないんです。その経緯はもう既にお話ししたことでありますが、ＪＡさんには、相良村よりも高い金額を提示された民間の方がいらっしゃったわけでありまして、相良村が、自治体が地域づくりに資する活用、利活用をするということで、村でありますので特段の配慮で特別に理事会を開いて、本当はＪＡとしては高く売りたいです、特段に格安で相良村に売っていただいたという経緯があります。そのことも話しました。それを買った値段よりも高く売れたんだよという、村が転売利益を出すというようなことを言われました。そのことを驚きました。ＪＡさんが売った先のこと言ってるわけじゃないです。村としていかがなものかということであります。はっきり言って、これはＪＡさんに対して申し訳ない。私はそう思っています。そのことをお分かりになってないので説明したわけでありますが、補助事業ということを言われました。ですから、嵩上げするのがＬ2 で、仮設住宅の解体をした、なんていいますか、二次材というか、それを使うということでの補助事業だからですけども、他の補助事業を使えばいいだけの話なんですね。無理やり仮設住宅を県に対しての顔で受け入れてしまったから融通が利かない補助事業になってしまったわけで、他の補助事業を使えばいい。ただそれだけのこと。それは村長がお分かりだと思います。そういうところでいちいち反論するわけではありませんが、事実に反するような、誤解されてる部分がございますので、あえてここでお話したわけであります。いろいろありますけども、もう村長とすれば見直さないということですね。私は、村長としてのやはり英断が必要な場面ではなかろうかなと思います。特にこれは、本当に再検討したほうがいい事業です。必ず、出来てから、地元住民の方から批判、何でこぎゃん余計なことしたんだっていうことが間違いなく上がってきます。というところで、あとは建設課長にということで出しておりますが、これちょっと関連ということで、出来ればということでの私からのちょっと要望的なお話になりますけども、今現在、この間、私名義の土地もありますんで、ようやく測量をさしていただいたところ、されたところでありますが、もちろん、ここであえて言っときますけども、まだ交渉も何もないんで、私は、この村道平原十島線に反対ということは一度も申し上げておりませんから。そこんところも、村長、はい、言葉にはご用心されたらいいかなと思っております。はい。それでですね、建設課長、あそこのは、本当、相良村にとっても、これはもう石倉がなくなったにしても、地域づくりの拠点としては最初で最後の貴重な立地にあります。川辺川の近くで、交通の要衝であります。先ほど申し上

げたとおり、ここでの事業を一旦ここで中止して、再検討していただきたいのが、私の一番願うところでありますが、可能な限り事業用地として広く取ったほうがいいかなと思っております。まだ狭いです。ですから、私もちょっと航空写真とか、いろいろ図面を見ましたけども、道路構造令があるにしても、それは、あくまでも道路構造令というのは、必ずしも村道等で遵守しなければいけない部分ではないと思います。厳格には。実際、相良村の村道も相当にカーブして下り坂とか、なんか無理なところがちょっと現実あるわけですんで、それに比べたら、あそこをもうちょっと、大きく三角地帯になっているところを、県道と今の村道、県道人吉水上線と村道平原十島線と新しく計画されてる道路との三角形の地帯のところをもうちょっと広くとるためには、柳瀬橋から見て左手に膨らむような形を右の方に膨らませるような形で用地を確保する。場合によっては住宅の立ち退きが生じる場合もあると思いますが、新村の上原に抜ける避難路の開設のための住宅の退去に比べれば、まだ相良村の将来の事業用地としては、広く活用するような方法を究極なまでに再検討していただけないかということの、担当課長に対してのお尋ねでございます。あんまり簡単に無理と言わずに、検討しますぐらいに答弁してもらえればと思います。まだ間に合うわけでありますんで。竣工するまでは何事も間に合うというふうに考えております。今の時代はそういう時代でありますんで。課長、お願いします。

{「はい。」と、建設課長。}

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

○建設課長（大土手寛君）　建設課長、お答えいたします。今の４番議員の質問につきましては、一地区住民としての意見としても捉えまして、今後、検討はしていくというところですけれども、今までの、地域の、この道路改良事業に伴う説明会というのは、令和４年の２月ぐらいから合計５回開催しております。その中で、まず、素案となる青写真的な平面図から始まりまして、事業の内容、それから測量した後の平面図等をその都度、説明会に来ていただいた住民の方に確認してもらって、その中でそれぞれの、一人一人意見がある方の意見を集約させていただきまして、現在のところをそういった意見を最大限反映した上で、用地も含めたところで、できるところから、今、地区住民の方の、なるべく負担がないような線形で、現在、事業を進めているところでございます。ご存じのとおり、計画している交差点部につきましては、県道人吉水上線と村道平原山江線の部分、ちょうど今度セブンイレブンが出来た箇所を交差点と想定して、現在、進めているところです。今の質問につきましては、ちょっと持ち帰って、一つの意見として検討はしてみるというところでございます。よろしいでしょうか。

○４番（徳田正臣君）　はい。はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、４番議員。

○４番（徳田正臣君）　はい。今の課長の答弁は、確かに言われてることはそのとおりで

はありますが、やはり住民というのは、むしろよく言われるサイレントマジョリティー、そして、今の時代は、このダムにしてもバイパス道路にしても、今回の平原の石倉のことにしても、住民の本当の意見というのが出てこないような住民になってきてるんです。特に人吉球磨というのは。ですから、やはり相良村の将来を考えた場合には、これは拙速な事業ではなくて、今一度ここで考え直して、20 年、30 年後を考えた地域づくりをするのに、計画変更をここでして、多少の住民の批判があったにしても、素晴らしい村の事業をするというならば、今言いましたように 20 年、30 年後に評価される仕事をやっていただきたいということでの話であります。どうか、前向きにご検討をいただけるということでありますんで、どうかよろしく、この点はお願いしたいと思っております。以上です。

―――――――――○―――――――――

○議長（黒木正照君）　次に、2 番、坂田朋美議員。

{「はい、議長。」と、2 番議員。}

○２番（坂田朋美君）　はい、2 番、坂田です。私のほうから、通告書のほうで 3 点お尋ねしておりますんで、順を追ってお尋ねしていきます。まず 1 点目なんですけども、柳瀬石倉の自販機の販売状況についてでありますが、開設後の利用状況なんですが、開設時には近隣の住民さんが多数いらっしゃって、自販機内の商品をじっくりと品定めをされながら購入されて、その場で利用者の方同士で話されてる姿を何度も見かけました。最近はほとんど、何か見かけなくなったように感じております。事業費用としまして、確か自販機の購入費及び附帯工事などで約 1,300 万円。新型コロナウイルス対策の買い物弱者の支援策として設置されたと記憶しております。そこでしか買えない商品であるとか、地元の名産品などを陳列販売できれば、村一番の好立地で場所も良いと思って、私のほうは当時、賛成いたしました。設置後も時間を変えて、何度も足を運んで売れ行きを見てまいりました。設置場所が、朝の通勤時間、人吉方面に向かって左手側で、時間的に、購入後の買った商品の時間による劣化のため、また、帰り時間帯ですけども、渋滞もあり、車での出入りに時間が掛かり、利用につながらないように思いました。そこで、開設後から現在までの売れ行き、利用状況についてお伺いします。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長、お答えします。昨年 7 月から 7 台の自販機で販売を開始しておりまして、主に加工食品が売れていると。また、前年度と今年度の実績がある 4 月から 6 月の、7 台の月平均で、季節の物もありますので、単純には比較できませんが 20 パーセントほど売上げが下がっております。以上、お答えします。

○２番（坂田朋美君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、2番議員。

○２番（坂田朋美君）　はい、ありがとうございました。2点目なんですけども、実際に買われた方、あるいは商品を提供される方の評価の声とかは聞かれておられますでしょうか。お伺いします。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長、お答えします。利用者につきましては、村内外問わずご利用いただいているようです。また、販売者からは、設置当初からピーク時と比較すると売り上げが落ちてきているとの声がありますが、中にはＳＮＳで入荷の情報を周知したり、商品の適宜入れ替えを行ったりと工夫されているようです。それに伴って、自販機によってはリピーターもついております。また、独自で2台目の自動販売機を設置された方もおられるようです。以上、お答えします。

○２番（坂田朋美君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、2番議員。

○２番（坂田朋美君）　はい、出店者の方も、やはり商品によってちょっとばらつきがあるという答えでした。すみません。3点目なんですけども、先月、コンビニエンスストアが近くに出店しておりますけど、それに伴う影響が出てるかどうか、開店してすぐなんですけど、状況が分かれば教えてください。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長、お答えいたします。先ほどおっしゃられたとおり、コンビニエンスストアの出店に伴う影響については、開店から間もなく、具体の影響の把握は出来ておりません。以上、お答えします。

○２番（坂田朋美君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、2番議員。

○２番（坂田朋美君）　はい、すみません。今のコンビニエンスの出店の情報ですね。これはいつの時点で入手されてるか。すみません。ちょっと聞き忘れたもんですから、質問の、もう1回、お願いします。

○議長（黒木正照君）　まだ情報はないそうです。

○２番（坂田朋美君）　はい。

○議長（黒木正照君）　情報はないそうです。

○２番（坂田朋美君）　情報はない。すみません。今後の方針についてなんですけども、何かお考えがあればお伺いしたいんですが。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長、お答えいたします。販売者と連携しつつ、

官民問わず、自動販売機設置による優良事例など、情報を収集しまして、非対面での販売であるなどの強みを生かして、地域活性化のツールの一つとしての利用も検討していきたいと考えております。また、併せて自動販売機での販売についての広報活動も強化していきたいと考えております。以上、お答えします。

○２番（坂田朋美君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、2 番議員。

○２番（坂田朋美君）　はい。自動販売機ですので、24 時間販売できるのが大変強みかと思いますんで、今後も利用者の方、あるいは出店者の方、情報を密にして、売上げの増大に努めていけたらと思います。すみません。2 点目に入ります。職員数の充足についてお尋ねします。職員の募集頻度についてですけども、私の体感的な感じからですが、最近でも毎月のように職員の求人募集がありますが、退職が続いてるような状況でしょうか。また、休職されていて、いつの間にか退職されておられたり、最近でも、職員さんを見かけないと思っていたら、やはり退職されていたという職員さんもおられました。親身になって対応されており、住民さんからの信頼も厚く、意欲的に仕事をされてた様子を感じてましたので、どうされたのか、退職の理由のほうが分からずじまいでした。すみません。一つ、1 点に戻りますけども、職員募集の頻度についてお伺いします。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。職員採用の募集頻度でございますが、過去 3 か年で述べますと、令和 3 年度におきましては共同試験と独自試験 1 回ずつの計 2 件。令和 4 年度が共同試験と独自試験の 1 回ずつの計 2 件。令和 5 年度につきましては共同試験 1 回、独自試験 2 回の計 3 件を実施しているところでございます。なお、実施内容につきましては、保健師などの資格免許取得職、あとは一般事務の通常枠、障害者枠、それと社会人経験枠のほうを募集したところでございます。以上でございます。

○２番（坂田朋美君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、2 番議員。

○２番（坂田朋美君）　はい。頻度のことは分かりました。2 点目なんですけども、直近 3 年間において、退職者の状況と理由が分かれば併せて伺います。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。退職状況におきましては、直近 3 年間ですけれども、令和 3 年度が退職者数が 3 名。定年が 1 名で、依願退職が 1 名で、死亡退職が 1 名です。令和 4 年度、退職者 4 名。依願退職が 3 名、失職が 1 名。令和 5 年度、退職者 6 名。すべて依願退職でございます。以上でございます。

○２番（坂田朋美君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、2 番議員。

○２番（坂田朋美君）　はい。退職理由の中身がちょっと分からないと思いましたけど。あと、3 点目なんですけど、働き方改革について、今の時点での取組みがされておられるようであればお伺いします。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。まず、働き方改革につきましては、一億総活躍社会の実現に向けて、働く人が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革となります。長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保のための措置を一般的に言われます。少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、働く方々のニーズの多様化などの課題に対応するため、就業機会の拡大や、意欲、能力を存分に発揮できる環境を作ることが必要と考えているところでございます。この働き方改革のポイントとしては、労働時間法の見直し、働き過ぎを防ぎながらワークライフバランスと多様で柔軟な働き方を実現するというものが一つのポイント。もう一つが、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保というところで、同一企業内における正規労働雇用者と非正規労働雇用者との間にある不合理な待遇格差をなくすというところのポイントがあるようでございます。本村につきまして、この働き方改革に沿った取組みというものは、今のところやっていないのかなと思っておりますが、毎年、職員組合のほうから要望書が出てきております。これは働き方、働きやすい環境づくりのために、労働組合のほうから要望書が出されますけれども、これに基づいて、労働者の職務改善、労働の改善に向けて改善すべき点があれば、その要望に応えていくというような対応をしているところでございます。以上でございます。

○２番（坂田朋美君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、2 番議員。

○２番（坂田朋美君）　はい。個人の能力の問題もあるかと思いますけども、今、答弁いただいた内容で、適宜に面談を重ねて行かれて、仕事の負荷状況を個人個人確認をされて、仕事上での悩み等がありますれば、早めに問題解決のために、今でも助言をされてるかと思いますが、普段からの目配りのほうをお願いいたします。せっかく熱い思いを持って入ってこられたと思いますので、ウェルビーイング的な環境ですか、肉体的にも精神的にも満たされた環境を整えて、最大の能力を発揮して欲しいと思っております。すみません。3 点目に入ります。さがらムーブの取組みについてでございますが、これまでに、相良村の食材を生かした新商品開発として 2 件の実績があるとのことでございますが、具体的にどのような商品を開発されたのか。また、その後なんですけど、新規での応募があるかどうか、その状況についてお伺いします。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長、お答えします。現在、7 件の商品開発の支援を継続して行っております。2 件の商品化につきましては、自動販売機のほうでも売っていただいております商品の、タレだったりとか、あとはパッケージのほうの開発も一緒にお手伝いさせていただいてます。また、今年度も 10 月ごろから、新規に支援希望者を募集する予定となっております。以上、お答えします。

○２番（坂田朋美君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、2 番議員。

○２番（坂田朋美君）　はい。地元食材を使った商品開発というのは、全国的にどこでも行っております。類似商品との差別化ができるかどうか、これに懸かっているかと思います。他にも商品パッケージ、先ほどの答弁にありましたけど、新しくした商品が4点ほどあったという報告がありました。デザインを変更することで新鮮味が増して、売り上げが伸びることもございますので、大事なことと思っております。地元食材を提供して食品メーカーに製造依頼しているところもあると聞いております。今後も、新商品開発、全体的に、相良村、少ないと思いますので、協力を仰ぎながら、開発のほうなされてください。お願いします。それとすみません、2 点目なんですけども、魅力をＳＮＳで発信し、ファン獲得時の特典はございますかとお伺いしております。相良村の魅力的な場所を撮影し、ＳＮＳにて発信することにより、相良村のファン、約 380 名ですか、獲得されたということですが、そのファンになった方々に対しまして何かインセンティブのような特典もあったのかお尋ねします。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長、お答えします。相良ムーブの公式インスタグラムでのフォロワーや、いいねをしていただいた方へ、景品等を提供するなどの特典は、現在は行っておりません。以上です。

○２番（坂田朋美君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、2 番議員。

○２番（坂田朋美君）　今のインセンティブなんですけども、私も以前、知り合いのほうから頼まれまして、ある市のファン、会員になってみました。その時なんですけど、限定品のクリアファイルであるとかボールペンをいただいたり、その後も定期的に郵送でイベントの案内情報誌が届いております。やはり見たからには、また再訪したいなという気になったことも正直ありますんで。あと会員番号も登録されておりまして、自動選択ですね、抽選によって景品がもらえると。そういったファンのつなぎとめ策としても大変いいのではないかなと思っております。すみません。3 点目です。空き家を利用した移住定住の拠点整備の状況についてお伺いします。これは多分、午前中

の１番議員とダブるかとは思いますけども、私も過去に空き家を、地元の工務店さん、あるいは大工さん側で確保されて、公募で、リノベーションをするイベントに参加したことがありますが、年齢、経験に関係なく、多彩な人が集まって、作業別にグループ化し、時間制で作業を交代するように、現場リーダーのほうが計画されておりました。最後なんですけども、参加記念品としまして、木を加工して額を作って作成しました。額を作りました。参加者なんですけども、地域おこしの協力隊の方もいらっしゃってて、是非、赴任先に戻って今回のイベントを参考に企画してみようという方もおられました。今の拠点の整備状況が分かれば、お願いします。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長、お答えします。先ほどもお答えさせていただきましたとおり、現在、実施している空き家に関する調査結果を踏まえまして、移住定住者の居住や活動の拠点となる場として利用できる空き家を、今後、選定していきたいと考えております。以上、お答えします。

○２番（坂田朋美君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、2 番議員。

○２番（坂田朋美君）　はい。当村でも、午前中の答弁にあったんですけども、空き家の利活用を希望されてる方が大変多いと聞いておりますので、所有者との連絡を密にされて、まずはお試し住宅、これを是非とも 1 軒建てていただければと思います。それと並行しまして、現場リーダーとして地元の工務店さん、あるいは大工さんを確保することで、できない場合は村外向けに情報発信して、獲得を目指すようにしていただけたらと思います。相良村を体感するのにも宿泊施設が必要になろうかと思いますので。ある都市とかでしたら、公営住宅に家電一式を用意して、格安で対応されたところもありますので、そのことも参考にしていただけたらと思います。以上で私の質問は終わります。

○議長（黒木正照君）　ここで暫時休憩とします。

―――――――――○―――――――――

休憩　午後 01 時 37 分

再開　午後 01 時 38 分

―――――――――○―――――――――

○議長（黒木正照君）　休憩前に引き続き、一般質問を再開します。次に、8 番、小善満子議員。

{「はい、8 番。」と、8 番議員。}

○８番（小善満子君）　8 番、通告に基づきまして質問させていただきます。まず最初、肥後相良ファームについてでございます。最初に、この肥後相良ファームの歴史について皆様にご紹介いたします。肥後相良ファームは、2012 年に相良村、四浦のほう

に会社を設立したわけでございます。だから現在、もう 12 年経過しておるわけです。12 年経過しているわけで、その肥後相良ファームにどれだけのお金を費やされたかということは、今までもいろいろ一般質問して、回答いただいておりますが、改めまして、24 年、2012 年は平成 24 年なんですよ。平成 24 年が 1,051 万 1,000 円。それは国と県と相良も含めまして、それだけのお金を費やしております。25 年に 5,021 万 3,500 円。それから 26 年に 1,022 万 7,585 円。合計しまして 7,095 万 2,085 円、肥後相良ファームに支出しているわけでございます。そのようなことでございますので、私たちも、そして、村の持出しがその中に 700 万ほど支出しております。皆さんの血税でございますので、このまま放置するわけにございませんので、何らかの形で、会社がもし、駄目になるというようなことはないと思いますが、もし撤退されるようでしたら、そのお金は絶対、相良村に返していただいて、返していただきたい。撤退して欲しいと私は思っております。では、その最初ですね。第 1 番、令和 5 年 6 月定例会で質問しましたように、貸付の無償期限がもう終了しているわけです。それによりますと、その時に、定例議会で質問した時に、総務課長の回答で、5 年間の無償貸付以降の更新契約がまだなされていませんというようなことでございましたが、どういうようなことでその更新契約ができていないのか。いまだに更新契約がされていないのか、まずそこをお聞きしたいと思います。総務課長、お願いします。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。現在も、まだ契約の締結はできておりません。以上でございます。

○8 番（小善満子君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、8 番議員。

○8 番（小善満子君）　はい。その更新ができないということは、向こうが、こちらの契約して欲しいということについて応じないのか。それとも、相良村が向こうの会社に、このように更新するから出てきてくれとか、そのようなことを言っているのか。それをきちんとしないと、もう 12 年経ってるんですよ。5 年間が無償でしたけれども、その後、この 16 年間ぐらいは無償で、そのまま放置しているわけでございます。そういうようなことは絶対許されるわけではございませんので、そこのところをどのようなことで放置され、まだ今も契約されていないか、そこを教えてください。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。現在の状況でございますけれども、令和 6 年 1 月 10 日に、企業側のほうから撤退の意向が示されております。その後、令和 6 年 3 月 7 日に、企業側から、令和 5 年 12 月 16 日以降の施設の利用の解消及び原状回復ができる状態になるまで企業所有の物品を無償で置かせてもらいた

いと、残置させてもらいたいという通知がございました。この通知を受けまして、令和6年3月25日に、議会の議員全員協議会のほうにおきまして、まず、債権放棄については議会の議決が必要ですよというお話。それと、補助金の投入財産の処分などを国と協議中であるというところで、早急の機械の撤去が難しい点などを考慮しまして、機械はそのまま残置させますけども、令和5年12月16日以降の賃貸借契約は行わないことを説明したところでございます。次に、6年の5月13日でございます。企業側のほうから、工場の現行状態での、すべての、村への譲渡対処をさせていただきたいと。稼働可能な物品の中で、村が残置を希望されたものについては、企業側で廃棄することはやぶさかでないというご連絡がございました。そこで、令和6年7月30日に、企業の方に相良村に来ていただきまして、加工施設において機械の確認をしたところでございます。なお、機械の動作、動くかどうかにつきましては、漏電対策のためか、電源の通電契約が切れておりましたので、動作確認は、この時はできなかったというところでございます。この時にも、企業側のほうから、機械は村へ無償譲渡又は他の加工場への譲渡又は廃棄を考えていると。設備の部分、工場とか設備につきましては、村の活用のいかんにかかわらず、現状のままとしたいというお話が出されたところでございます。これを受けまして、村では、別の場所に持ち出している機械もございました、この機械も含めて村で引き受けると、引き取るという方向で検討したところでございます。6月9日に、企業側のほうに、工場内の設備、機械、これは他工場へ持ち出して使用している機械も含みますけれども、これすべてについて村に譲渡していただいた上で、工場の賃貸借契約を締結いただくと。また、現在、提示しておりますコロナ減免後の賃借料をお支払いいただきたいという方針を、村のほうから企業のほうへお伝えしたところでございます。同日、企業側のほうからは、社内検討の上、回答するというところで連絡を受けているところでございます。これが現状でございます。以上でございます。

○8番（小善満子君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい。8番議員。

○8番（小善満子君）　今、総務課長がバラバラって言われましたけど、早口で言われて理解に苦しむんですよ。だからこのことについて、月、年度ごとに、こういうことをしたとかいうようなことを、やはり私たちに明確に文書化して、こうして欲しいと思います。だから考えてみますれば、私も、あそこにある備品については、大変お金を粗末にするわけですよね。ここに書いてある、私も写真撮っておりますが、こういうような備品が放置されているわけです。これは工場入口なんですね。工場入口に設置されてる備品等ということで、一応、写真撮っておりますが、いろいろ、保冷庫ももちろん、この前も言いましたように保冷庫もそのまま放置されたり、もったいないんですよ。早めに保冷庫を使って欲しいというふうに、相良村には、うちあたりも商売人もおりますので、茶湯里もおりますので、そこでも利用されたかなと思っています

が、雨水や落ち葉がたまっている食材を運ぶ道具なんかも、このようにして放置されているんですよ。たくさんあります。一つ、二つじゃないんです。だからこれも相当お金を使って設置しているんじゃないかなと思っております。それと同時に、そこの会社は自慢げに、言いましたよ。冷蔵庫ですかね。独自開発の冷凍設備を完備してるというようなことでございます。農場で採れた品物を即冷凍して、そして販売するというようなことも、その時に言われましたね。だからそういうようなことで、私たちはこれを信頼して、今まで会社のすることにつきまして、今のところ黙認した形でしてましたよね。だけれども、これ以上黙認するわけにいかないと思うんですよ。もう品物がずんずん、年々廃れていきますし、価値がなくなります。早めに会社が、そういう備品なんかも、ある程度価値のある時に使用できるというようなことでございますので、そういうことを念頭に置いて、役場としても取り組んで欲しいと思います。本当に私たちは期待してたんですよ。これは、平成 24 年に開設したときは、まず松田さんって、あそこの責任者だったでしょうね。松田さんという方がいろいろご挨拶なさった中で、年商 40 億、そして 50 点、メロンや梨で 6 点あるというようなことを話されました。そして、その時に、今は国会議員になって、衆議院の国会議員になっています小野副知事が、本当にフードバレーを進めていくために、価値感のあるビジネスを伸ばして欲しいというようなことでご挨拶されてます。確かにみんな期待されてたんですよ。私たちも期待してました。そして、それをまた、そのことで松田県議が、企業進出と 6 次産業ということで、会社も儲かる、地元も儲かるというようなご挨拶をされてました。そういうようなことで、本当に期待された会社なんですが、この 12 年の間の 2 年間も営業したでしょうかね。もうあっという間に姿が消えたような形でございました。だから私は、こういうことは、廃れることなく、この記録の、その時もらったパンフレットをちゃんと持ってるんですよ。だからこういうようなことで、相良村の、球磨郡の球磨工場なんですよ。「川辺川の清流のほとりにある球磨工場は、独自開発の冷凍設備を完備し、相良農場で収穫された新鮮な野菜や果物をスピーディに加工冷凍し供給しています。」、というようなことで書いておりますんで、ここは相良村ばかりじゃないんですよ。これ、その企業がどれだけの、こちらのほうに会社を作られたかということは、ここに書いてありますように、肥後相良ファームを含めまして、1、2、3、4、5、六次産業化を達成ということで、「美味しさと安心安全を追求した結果、自ら畑を開墾し、工場を設立し」、というようなことでうたっております。だから、こういうような大きな夢を持って、会社も相良村に設立したと思うんですが、あっという間に姿が消えたということは、どういうことかなと思っておりますので、こういうようなお金をつぎ込んでおりますので、お金を、やはりどうにか形で返済していただくというようなことを、私は考えておりますが、また、この 5 年 6 月に質問いたしましたとき、村長のお話で、答弁によりますと、その時の 29 日ですね。「現場を三者で見るということですので、機械に補助した 5,000 万のうちの、

改築した機械が揃っているか確認させたいと思います。できれば工場として再開して欲しいのですが。」その時は期待されてたんです。「それ以外のこと、会社にいろんな補助金の返済が出てくるんじゃないかと思ってます。」。村長も心配されてるんですよ。と思います。「29 日に業者の方、村の職員、県の担当者と協議して、その内容について報告したいと思います。」ということで、村長はその時答弁されておりますので、その後について、私たちも詳しく答弁の内容について聞いておりませんので、総務課長、その時に、現在、今、言われたことに、結果になっているかもしれませんから、順次をおいて、その時はどういう、三者で話されたかというようなことを是非、知ってる範囲でいいですよ。いいですか。

{「はい。」と、総務課長。}

はい、教えてください。

○議長（黒木正照君） 総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○８番（小善満子君） ゆっくりとしゃべってね。

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。6 月 29 日の、県も立ち会ったところでの話でございますが、これは 9 月の定例会で一度ご報告をさせていただいております。私が当日不在で、この場には参加してなかったんですが、担当のほうからお話を聞いたというところで答弁しています。まず、6 月 29 日に役場、熊本県、事業者のほうで現地のほうを確認したところでございます。今回の協議におきましては、まず、整備された機械が有るのかどうかの確認。それと工場再稼働について協議をしたというところでございます。その後、県のほうの発言につきましては、県の思いについては、まず相良の品目を使って、早く事業化をしてもらって、ブランド化、経済効果につなげて欲しいという話が、当時の、6 月 29 日の時の県の方のお話というところで、

○８番（小善満子君） 1 年前よね。

○総務課長（川邊俊二君） はい。

○８番（小善満子君） 1 年前。

○総務課長（川邊俊二君） 1 年前、はい、の時にお話をさせてもらったというところでございます。これが 6 月のときの話です。はい、以上でございます。

○８番（小善満子君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、8 番議員。

○8 番（小善満子君） 1 年前には、三者で話された時に、そういうような状態でございましたが、今日の総務課長のちょっと早口でおしゃべりいただいたことにつきましては、何かもう会社がやめるような形ですかね。1 年の間にそのように心が変わるんでしょうか。その前も、私は、もう再稼働は、この状態でできないだろうと思って質問したことがあったんですね。そしたら、会社は、再稼働しますというようなことで意

欲を持ってらしたんですよ。このように放置して機械も動くだろうかと思っておりましたけど、会社としては、その時は、まだ再稼働しますというようなことでございましたが、何でこのように急に、1年も経たないうちに、会社を閉じるとか、備品とかなんかについても、そういうようなことになったのか、それが不思議なんですよ。だから、相良村も5年間で無償貸付けして、その後の全然お金も取ってない。まだ一銭も取ってないんでしょ。だからそういうようなことは、やはりきちんとするべきじゃなかったかなと思っておりますが、そのことについて、お願いします。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。まず、企業側の撤退の意向というものが、今年の1月10日に出されたところでございます。具体的にどういった理由で撤退の意向を示されたかと、ちょっと私も分かりかねるところですけども、この時に初めて企業のほうから、撤退も含めて考えているというところの話が出たところでございます。はい。以上でございます。

○８番（小善満子君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい。8番議員。

○8番（小善満子君）　これは新しい話ですよね。今年の8月10日と言われたよね。

{「1月10日です。」と、総務課長。}

1月10日。だから今年に入ってね、そのようなことを急に言われても、相良村は、ある程度の期待は持っていたんですよね。会社が再稼働します。そしてから、そのお金を払うように言ってたんでしょ。今まで無料だったのを。無料だ。お金も、もう最終的にはいろいろな処理をしていただけなければならないと思いますが、そういうようなことは、もう以前に、私は、分かってたんだと思うんですよ。そういうようなことを今になって、もう辞めますからというようなことですが、まだ、さっき備品とか何かのことについて総務課長が早口で言われたので、記録しておりませんが、あそこにありますいろいろな備品、かなり高額な物もあると思うんですよ。だからそういうようなことについては、どのようにすべきか。もちろん会社は持っていかないと思うんですが、それぞれ村に払い下げるのか何か知りませんよ。そのことのお話は、もうちゃんと話は、決着は付いてるんでしょ。備品とか何かのことについては。総務課長、さっき言われましたけど、早口だったから記録できなかったんですよ。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。企業のほうからは、工場の現行の状態のすべてを村に無償譲渡とさせていただきたいという話で、村のほうとすると、機械については、工場の機械設備を無償譲渡でいただきたいと。その代わり賃貸借契約、これはコロナ禍の影響を除いたところの金額、これについては支払ってくだ

さいというところで、現在、企業側のほうに投げかけているというところでございます。以上でございます。

○8番（小善満子君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい。8番議員。

○8 番（小善満子君）　中にあるいろいろな機械につきましては無償で相良村に払い下げるというようなことでございますが、あそこに、構造物をいろいろ造ってますね。建物の中。あんなのも相良村が処分しなくちゃいけないんでしょうか。備品をあげますから、全部ここにあった構造物もすべて相良村のほうで処理してくださいね、ということも含めてでしょうか。お願いします。

○議長（黒木正照君）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。現行の状態のまま、すべて村のほうにというところです。はい。どこも修理せず、現行のままの状態で村のほうにという話でございます。以上でございます。

○８番（小善満子君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい。8番議員。

○８番（小善満子君）　それは会社としては、言い訳として、いいと思うんですよ。だけれども、機械はあげますけど、現状の、もともとの、あそこの、学校であったのをそのままさらにするのは、備品も含めまして村でしてくださいというようなことですよね。でしょ。結局は、会社は、補助金でもらったのでいろいろ作って、そのことについて、その補助金でもらった機械については、すべて役場で処理してくださいと。処分してください。そのかわり、その建物についても、自分たちが借りたときの、現状のままにしてください。元に戻して欲しいというようなことも含めてと思うんですが、それはあんまり虫がいいんじゃないですかね。そういうことは、絶対許すわけにいきませんよ。備品だけもらってもいいけれども、また綺麗にしてもらうのは、会社がするべきと私は思ってますが、そのことについて、村長、どう思いますか。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長（黒木正照君）　小善議員、この件はここまででよろしいですか。はい、村長。

○村長（吉松啓一君）　今、総務課長が説明しましたが、村と会社が、もう12年経ってるということで、会社が心配してるのは、今さっき金額も言われましたが、8番議員。7,000万円補助金をもらってる。これを国に返さなければならないのかな。常に会社は思っておられると思います。それで、それがいろんな形で返さなくて済むんだったら、どこまでだろうかということで話しておられまして、私どもは係のほうに、県をちゃんと入れろという話をしております。その内容は、熊本県がフードバレーの第1号ということで、その時にそういうふうな話をされておりました。私も議員で、副議長させていただきましたが、その時に、あさぎり町のほうから、ミシマサイコと大和

芋というのが来て、大和芋だけ高原のほうにという話がありましたので、これはしないほうがいいだろうという一般質問をしましたが。それと今度は農地もあります。農地も、農業委員会で 10 年契約、賃貸しましたので、これは 5 年でいいんじゃないかと言いましたが、これも 10 年になっておりますので、それもいろいろ問題が後で出てくると思いますけども、今の状態では。それと、コロナ関係を除いて 298 万 5,000 円の、言わば使用料といいますか、あそこの公共物を借られておりますので、それについては、約 300 万円については返していただきたいと。それと備品も、今言われましたが、全額といいますが、もう一部、大分に持っていってあるわけですよ。真空パックとかいろんなことで。どれだけ残ってるのか、その鍵も会社しか持たなかったもんですから、8 月に役場と県と会社の方と協議して中を確認しております。だから、補助金をもらった機械は全部はそろっていないということですが、それもどういうふうに会社の方が言われるか。また、県も中に入れておりますので、うちが、後の機械もあるんですが、補助を返さない条件とすれば、県が、非公式ですけども、村が何かに使うとか、そういう話が来ておりますので、それをしても、建物壊す賃が出るか出ないか、それはまた今から協議しますが。それと、私どもの基本は、300 万円を払っていただきたい。それと、その機械がそのままであれば、うちもどういうふうに利用していいか分かりませんので、もう 12 年間経っておりますのでですね。だから、もう会社対村ではなくて、県がフードバレー第 1 号でちゃんと推進しておりますので、県が中にちゃんと入って、それで協議すると。向こうも、業者の方は補助金を返さなくて金を払わなければ、それが一番いいんでしょうけど、こちらはこちらで、村の施設ですので、約 300 万円は絶対払っていただきたい。それと、機械についてはどのようにやっていくかということで、また今後、協議していきますので、今の状態では以上でございます。

○８番（小善満子君）　はい。それで、そしたらこのことについては、もう終わりますが、この次は、あと 2 番目、

○議長（黒木正照君）　2 点目は、暫時休憩後でいいですか。

○８番（小善満子君）　休憩ね。

○議長（黒木正照君）　ここで休憩とします。再開は、午後 2 時 15 分とします。

―――――――――○―――――――――

休憩　午後 02 時 06 分

再開　午後 02 時 15 分

―――――――――○―――――――――

○議長（黒木正照君）　休憩前に引き続き、一般質問を再開します。8 番議員、小善満子議員。

○８番（小善満子君）　はい、議長。それでは次の、村道の雑草又は木、又は枝はどのような対処が必要かということでございます。南小学校と、小学校があります、墓地が

あります。その間の内側の所の、墓地の所の雑草と、雑草ばかりじない、それから木が随分こちらのほうに、村道のほうに垂下がってきてるんですよ。それからもう、葉っぱがこうして伸びておりますので。あそこは、もちろん南小学校の所、もちろんですが、あちらのほうのあそこの並木は、ずっと左側、こっちから行けば左側が垂れ下がっております。だから今そこで、バス、通学のバスがあそこを通っておりますが、よく屋根がつかえないなと思っております。私もあそこをほとんど通るんですが、私の小さな車でも、垂れ下がった木に引っかからないかなというような気持ちで、いつも運転しております。この前も、朝早く通りましたら、南小学校の用務員の人たちが一生懸命、左側の草払いをしておられました。2人でしておりましたが、本当にご苦労だなというようなことで思って通っております。だから、そこを、村道だとすれば、こちらのほうを何らかの形で、村が草を取ったり、木を切ってもらったほうがいいと思うんですよね。木を切ったりできないものかということで質問いたします。これは、建設課長にお願いいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君）　建設課長、お答えいたします。ご質問の箇所につきましては、墓地側面の雑木等が生い茂っている部分まで村道敷となっておりますので、先日も東京でですかね、遊歩道でイチョウの枝が折れて死亡した事件もあっております。児童生徒はもとより、関係車両等の支障にもなっているようでございますので、村道の維持管理で対応させていただきたいというところで、今、見積もりを徴取している最中でございます。以上でございます。

○８番（小善満子君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、8番議員。

○８番（小善満子君）　ありがとうございます。村道ということで、いろいろ対処していただくということでございますので、あそこの道路が垂れ下がりがなくて、すっきりすることを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。早急に見積もりして、早急に処理してほしいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

―――――――――○―――――――――

○議長（黒木正照君）　次に9番、市岡智惠議員。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○９番（市岡智惠君）　9番、市岡です。今回、3件ほどの通告書を提出しておりますので、それに基づきまして質問をさせていただきます。まず1点目、空き家対策について。昨年12月の定例会において質問をしております。令和元年6月時点の空き家の戸数が158戸。その後、除却や売却、水害での公費解体などで空き家が減り、令和5年12月1日現在で147戸と確認されていると思います。現在の状況はどのようになっているのか。企画商工課長にお願いします。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長、お答えします。現在、実施しております空き家調査の業務が、まだ完了していないため、その結果を反映できていないところではございますが、現時点での空き家の把握数は146件となります。以上、お答えします。

○９番（市岡智惠君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、9番議員。

○９番（市岡智惠君）　はい、昨年12月までは147戸だったが、1件減っているということですね。昨年12月の定例会での答弁では、令和元年度以降の、村の全体的な空き家の調査については行っていないとのことですが、その後、全体的な空き家の調査や倒壊の恐れのある空き家について調査は実施されたのか。また、所有者が分かっている空き家については、これまでと同様に関係部署と連携して、空き家の適正な管理、空き家バンク制度、村の補助制度について周知していきたいとの答弁でございました。所有者が不明又は不在や倒壊などにより、近隣住民などへの影響のある空き家については、特定空き家の指定を含めて、村の空き家対策協議会において検討されたのか。企画商工課長、お願いいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長、お答えします。空き家調査につきましては、現在、現地調査や空き家所有者へのアンケートを実施しております。利用可能状況を含め、実態を把握しているところです。次に、ご質問の中で、空き家対策協議会におきましての検討状況についてですが、現在、空き家調査をしている途中ですので、特定空き家などの把握ができておらず、まだ協議に至っておりません。今後、この調査結果により、特定空き家の状態にあると判断された空き家については、特定空き家の認定や認定した場合の措置の方針について、空き家対策協議会において協議を行っていきたいと考えております。以上、お答えします。

○９番（市岡智惠君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、9番議員。

○９番（市岡智惠君）　はい。ただいま答弁をいただきましたが、協議会においても早めの検討をお願いいたします。空き家問題の原因として、大きな原因は人口減少だと思います。単純に考えて、住民が増えなくても、世帯数が減ると空き家は増えていきます。核家族化や単身世帯の増加から、世帯数は増加傾向です。世帯数が増える以上に、住宅が増えると空き家も増えることになります。今後、村としてどのような取組み、また、問題点について考えておられるのか、企画商工課長にお尋ねします。

○議長（黒木正照君）　9番議員、2番、3番同時にいいんですか。

○９番（市岡智惠君）　はい、いいです。

○議長（黒木正照君）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長、お答えします。ご指摘のとおり、人口減少や高齢化によって、空き家の増加が今後も続くと予想されます。また、相続問題が発生しているケースもあり、管理がなされず放置空き家になる可能性がある空き家も増えてきております。村としては、まず、空き家調査の結果により、活用可能な空き家については、空き家バンクの登録、また、補助制度の周知を行ってまいりまして、併せて、管理が適切になされていないと判断した空き家については、引き続き関係部署と連携し、適切な管理を促していきたいと考えております。また、先ほどもご説明しましたが、村で空き家のリノベーション事業を実施するなど、利活用の促進につながる取組みも検討してまいります。以上、お答えします。

○９番（市岡智惠君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、9 番議員。

○９番（市岡智惠君）　はい。村としての取組み等を企画商工課長から答弁をいただきましたが、高齢化で相続の手続きや経費が増え、管理が行き届かなくなり、土地や空き家が増える現状であります。空き家の放置による不法投棄や野生動物出没など、住環境の悪化が懸念されています。村として、空き家の状況を把握することが必要であり、空き家の利活用を踏まえた対策をお願いいたします。2 点目に入らせていただきます。高齢者支援事業について。高齢者は令和 2 年をピークとして、今後、減少すると推計されています。前期高齢者からの移行で後期高齢者は増加し、令和 12 年にピークを迎えると予想されております。令和 2 年の高齢化率は 43.1 パーセント。県内 10 位になっております。熊本県平均を 12 パーセント上回っている状況です。令和 2 年の高齢者を含む世帯数は、一般世帯数の 73.1 パーセントと県内 4 位となっております。一人暮らしの老人の世帯数及び高齢者のみの世帯数は、今現在どのようになっているのか、保健福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長（平川千春君）　保健福祉課長、お答えいたします。民生委員さんの調査のほうを今回やっていただいておりまして、令和 6 年 9 月時点で、一人暮らしの高齢者世帯、これは 65 歳以上の方になりますが、こちらが 204 世帯。高齢者のみの世帯、これは 70 歳以上、構成員が 70 歳以上の世帯になりますが、こちらが 106 世帯となっております。以上、お答えいたします。

○９番（市岡智惠君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、9 番議員。

○９番（市岡智惠君）　はい、保健福祉課長から答弁をいただきましたが、一人暮らしの

高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、福祉サービスの要件確認や新規対象者の把握について、また、村としての支援策はどのようになっているのか、保健福祉課長にお尋ねします。

○議長（黒木正照君）　はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長（平川千春君）　保健福祉課長、お答えいたします。高齢者の方の支援については、役場や社協、包括、民生委員さん、医療機関等へ寄せられた相談により支援対象者の方の把握を行っております。その方にどのような支援が必要か、関係者のほうで検討いたしまして、月に1回開催しております地域ケア会議においてお諮りしております。構成メンバーといたしましては、行政、社協、包括、医療機関、介護事業所、民生委員などとなっており、相良村在宅高齢者介護予防生活支援事業実施要綱により、申請があった案件につきまして地域ケア会議で調整いたしまして、利用決定いたして支援へとつなげております。また、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯への支援策といたしましては、緊急時に適切な対応を図るための緊急通報装置の貸与、緊急時の連絡先、主治医などを記載いたしました情報を筒に入れ、緊急時に備える命のバトン事業。洗濯、掃除などの軽度な日常生活援助などを行う軽度生活支援事業。見守りや話し相手の触れ合い訪問事業。お弁当を配達し、安否確認を行う配食サービス事業などがあります。以上、お答えいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、9番議員。

○９番（市岡智惠君）　はい、議長。政策について答弁をいただきましたが、令和2年7月豪雨を踏まえ、相良村地域防災計画等の、村全体の取組みと、連携時における高齢者等の配慮、避難行動について、要支援者においても特に配慮が必要な独居老人の支援の体制について、保健福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長（平川千春君）　保健福祉課長、お答えいたします。村では、一人暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯を中心に命のバトンへの登録をいただいて、避難行動要支援者の把握に努めております。避難行動要支援者対象者である要介護3以上の認定を受けている者。身体、精神障害者手帳1、2級又は療育手帳Ａの者。難病患者。また、その他、村長が特に必要があると認めた者につきましては、避難行動要支援者名簿を作成しております。また、要支援者の名簿につきましては、情報の提供が得られた方、これは令和6年5月31日現在で177人いらっしゃいますが、その方たちの情報につきましては、消防署、警察、地元消防団、区長及び民生委員に配布いたしまして、災害時においての見守り、避難への声かけなどをお願いしております。また、災害時において介護が必要で、総合体育館等の一般避難所での対応が難しい高齢者等の方につきましては、福祉施設への避難や介護職員の避難所の派遣ができるよう、村

内の福祉施設と、福祉避難所の協定を締結しており、高齢者の方が災害時に安心して避難できるよう、体制づくりを行っているところでございます。以上、お答えいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、9番議員。

○９番（市岡智惠君）　はい、議長。独居老人の支援の体制について答弁をいただきましたが、相良村地域防災計画で要配慮者利用施設と定められている高齢者施設については、各施設の避難確保の計画の策定状況や防災活動が図られるよう、関係機関と連携しながら支援していただき、一人暮らしや軽度要介護の生活不安を、住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けることができるような村を作っていくことが求められています。介護や支援に関する不安を解消するため、気軽に相談できる仕組みの更なる拡充を図っていただきたいと思います。令和2年度には、他市町村では多くの高齢者が亡くなられるという災害も発生しています。本村においても、河川近くにも福祉施設もあり、十分の配慮が必要ではないでしょうか。3点目に入らせていただきます。税の徴収及び不納欠損について。令和5年度の税の収納額について、各税目毎の動向や増減額の分析による内容、また、各税目の徴収率について税務課長にお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、税務課長。

{「はい。」と、税務課長。}

○税務課長（平田智博君）　税務課長、お答えします。令和5年度の徴収率につきましては、令和5年度相良村決算審査意見書に提示されておりますので、それに基づき、税目ごとの収納率をご報告いたします。タブレットのほうでは決算書の221ページになります。まず初めに、村税の収納率につきましてタブレット221ページの表11、村税の収納状況によりご報告いたします。村民税の個人の収納率は94.5パーセント、村民税の法人が99.2パーセント、固定資産税が94.8パーセント、軽自動車税が97.5パーセント、市町村たばこ税及び入湯税は100パーセントで、合計の収納率は95.5パーセントでございます。これを令和4年度の収納率と比較してみますと、令和4年度の合計は94.6パーセントでありましたので、収納率は0.9パーセント増加しております。次に、国民健康保険税の収納率につきましてはタブレット228ページの表3、国民健康保険税の収納状況によりご報告いたします。一般被保険者の現年度の収納率は94.7パーセント、一般被保険者の滞納繰越分が13.4パーセント、退職被保険者の滞納繰越分が3.1パーセントで、合計の収納率は68.2パーセントでございます。これを令和4年度の収納率と比較してみますと、令和4年度の合計は67.1パーセントでありましたので、収納率は1.1パーセント増加しております。前年と比較して村税及び国民健康保険税ともに収納率が増加している要因としましては、毎年度策定している相良村村税滞納整理方針に基づき、現年度課税分の徴収強化、滞納繰越分の圧縮、執行体制、進行管理体制の充実を継続して取り組んできたことが収納率の増加につな

がっていると考えております。以上でございます。

○議長（黒木正照君）　はい、9番議員。

○９番（市岡智惠君）　はい、議長。はい、増減額の内容、また、各税の徴収率について答弁をいただきましたが、徴収において、過年度の滞納額の増大が直近の課題でもあります。過年度の徴収等を踏まえて、徴収計画に基づき、徴収業務の体制及び業務内容について、どのように進められておられるのか税務課長にお尋ねします。

○議長（黒木正照君）　はい、税務課長。

{「はい。」と、税務課長。}

○税務課長（平田智博君）　税務課長、お答えします。徴収業務の取組み計画につきましては、毎年度策定している相良村村税滞納整理方針の中で、その年度の基本方針と目標収納率を設定しております。滞納整理は迅速に行うことが重要であり、本村では、同方針の中で3つの優先順位を定め、税負担の公平性はもとより、実質的な収入の確保と滞納額の圧縮に向けた取組みを積極的に実施しているところでございます。優先順位の一つ目は、時効成立の阻止であります。年度当初の4月に翌年の6月30日までの時効成立一覧を作成しまして、今年の12月末を目途として滞納整理を進めてまいります。二つ目は、現年度分の徴収強化になります。納税通知書、督促状を発送しても納められなかった方に、年3回、8月と11月と3月に催告書を発送いたします。催告書を出しても指定した期限までに納付がない場合は、電話催告、不在の場合は臨戸を実施しまして、早期に滞納者と接触するよう努めております。三つ目の滞納繰越分の圧縮につきましては、県との連携により村県民税を中心とした高額困難案件の滞納整理を進めており、納税の催告にもかかわらず、納付や相談がない滞納者に対しましては、預金調査や給与照会などの財産調査を行い、財産が確認できましたら、直ちに差押え等の滞納処分を執行してまいります。また、財産調査によって、無財産、生活困窮、所在不明が確認できた場合は、執行停止要綱に基づき、速やかに滞納処分の執行を停止するように努めてまいります。以上でございます。

○９番（市岡智惠君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、9番議員。

○９番（市岡智惠君）　徴収業務の体制及び業務内容について答弁をいただきましたが、令和5年度相良村決算審査意見書によりますと、不納欠損額が204万6,709円で、収入未済額が1,685万9,551円となっています。不納欠損額は、前年度と比べ88万7,211円の増となっており、件数は22件で、8件の減となっております。特別会計では、国民健康保険税が13件、882万3,084円と計上されておりますが、各税目について、不納欠損内容について税務課長にお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君）　はい、税務課長。

{「はい。」と、税務課長。}

○税務課長（平田智博君）　税務課長、お答えします。令和5年度の不納欠損の内容につ

きましては、まず、村税についてはタブレット 221 ページの表 12、不納欠損処分の内訳に記載されておりますので、これに基づき説明をさせていただきます。不納欠損の合計件数は全部で 22 件でございますが、その内訳は、村民税が 9 件、固定資産税が 6 件、軽自動車税が 7 件、金額の合計は 204 万 6,709 円でございます。不納欠損処分の理由としましては、地方税法第 15 条の 7 第 4 項に係る執行停止後、3 年経過して消滅が 3 件、同法第 15 条の 7 第 5 項に係る執行停止後、即時で消滅が 4 件、同法第 18 条に係る執行停止中に通常時効の 5 年経過で消滅が 15 件でございます。これらは、すべて執行停止をかけていたものでありまして、執行停止要綱に基づき、県の指導も受けながら適切に進めているところでございます。また、執行停止の理由を税目ごとに申し上げますと、村民税 9 件につきましては、無財産が 6 件、生活困窮 3 件によるものでございます。固定資産税 6 件につきましては、無財産 3 件、生活困窮 2 件、所在不明 1 件によるものでございます。軽自動車税 7 件につきましては、無財産 3 件、生活困窮 4 件によるものでございます。続きまして、国民健康保険税の不納欠損の内容につきましてはタブレットでは 228 ページの表 4、不納欠損処分の内訳に基づき説明をさせていただきます。不納欠損は全部で 13 件。金額は 882 万 3,084 円でありますが、不納欠損処分の理由としましては、地方税法第 15 条の 7 第 4 項に係る執行停止後、3 年経過して消滅が 4 件、同法第 15 条の 7 第 5 項に係る執行停止後、即時で消滅が 2 件と、同法第 18 条に係る執行停止中に通常時効の 5 年経過で消滅が 7 件でございます。これら 13 件も、すべて執行停止をかけていたものであります。この 13 件の執行停止の理由を申し上げますと、無財産が 4 件、生活困窮が 9 件によるものでございます。以上でございます。

○９番（市岡智惠君）　はい、議長。

○議長（黒木正照君）　はい、9 番議員。

○９番（市岡智惠君）　はい、不納欠損内容について詳しく答弁をいただきましたが、固定資産税については収入未済額が 1,078 万 2,124 円で、内訳として、現年度分 100 万 2,990 円、過年度分 977 万 9,134 円となっておりますが、過年度において 1,000 万円ほどの金額となり、徴収業務で努力されているとは思いますが、納税者に不公平が生じないよう徴収を行っていただき、時効を成立させないように取り組んでいただきたいと思います。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒木正照君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

―――――――――○―――――――――

散会　午後 02 時 48 分